

序

津山弥生の里文化財センターは、名称のとおり沼弥生住居址群（沼遺跡）に隣接して建てられ、その資料館も兼ねて平成2年11月に開館しました。この沼遺跡の調査は昭和27年にまで遡りますが、当初より遺跡は教材公園として位置づけられ、幅広い市民の支援を受けて、逐次津山市が整備を重ねてきました。すでに昭和30年1月には、発見された火災住居跡の炭化材を基にして大型の竪穴住居を復元し、同59年には高床倉庫、さらに同61年には、小型竪穴住居を弥生住居の一般モデルとして追加復元しました。

ところが昨年末から今年初にかけて、小型竪穴住居と高床倉庫が次々と焼失するという事態が生じました。復元建物に火事はつきものとはいえ、この小型の竪穴住居は、平成14年12月の焼失後再建されてからまだ日の浅いものもありました。昭和53年12月と同58年12月には大型の竪穴住居も焼けているので、沼遺跡の復元建物群は過去5度も火災を経験したことになります。

発火しやすい茅葺建物を無人の公園で自由に公開する以上、不心得者により引き起こされるこの種の災害は、ある種避けがたいこととはいえますが、50年の経過をふりかえってみると、火災は「節目」で連続するとの思いにいきあたります。最初の火災までは24年、2度目と3度目の間には19年と比較的長い空白期間があるからです。いうまでもなく空白期前半は「市民の遺跡」という強烈なイメージに重なる部分がありますし、空白期後半は行政のかわり具合の強化（遺跡再整備と文化財センターの設置）に重なるようもあるように思います。それはまた沼遺跡に限らず、遺跡に対する人々の意識の変化ともよく対応しているのではないかでしょうか。

そう考えると、大方が偶発的とみている今回の連続放火も、やはり世相の変わり目を暗示する警鐘だと受け止められます。今後とも、みなさま方の変わらぬ指導、ご協力をお願いいたします。

平成19年3月31日

津山弥生の里文化財センター

所長 中山俊紀

平成 17 年度機構図及び職員配置



例　言

1. 本書は、津山市教育委員会津山弥生の里文化財センターが平成 17 年度に実施した事業概要についてまとめたものである。
1. 平成 17 年度の埋蔵文化財発掘調査は、行田裕美、小郷利幸、仁木康治、平岡正宏、豊島雪絵、出土遺物の整理は上記の他、野上恭子、岩本えり子、家元弘子が担当した。執筆は各担当者が行い、編集は平岡がおこなった。
1. 本書のデータは、P D F フォーマットで保管している。

目 次

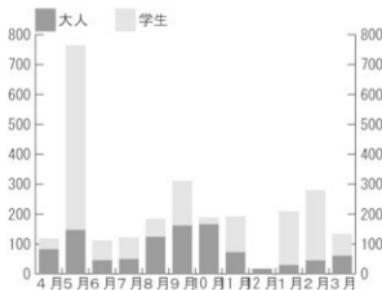
序	i
機構図及び職員配置	ii
例言	ii
第 I 部	津山弥生の里文化財センター事業概要 ······ 1
I - A	展示事業 ······ 3
I - A - 1	入館者数 ······ 3
I - A - 2	啓発、普及活動 ······ 3
I - A - 3	寄贈資料 ······ 4
I - B	文化財センター日誌抄（平成 17 年度） ······ 5
I - C	埋蔵文化財発掘調査 ······ 7
I - C - 1	平成 17 年度届出関係一覧 ······ 7
I - C - 2	現地説明会 ······ 7
I - D	その他の事業 ······ 8
I - D - 1	遺跡の保存・管理 ······ 8
I - D - 2	津山やよいライオンズクラブ奉仕作業 ······ 8
第 II 部	調査の概要 ······ 9
II - 1	市内遺跡確認調査報告 ······ 11
II - 2	京免遺跡（沼 7 - 2 番地）確認調査報告 ······ 25
II - 3	衆楽園（津山医研）の調査 ······ 35
II - 3	高後岩遺跡発掘調査報告 ······ 39
第 III 部	資料紹介・研究ノート ······ 49
III - 1	鶴山城址（史跡津山城跡）保存運動の展開について ······ 51

第Ⅰ部 津山弥生の里文化財センター事業概要

A. 展示事業

1. 入館者数

昨年度の入館者数は下表のとおりである。



2. 啓発、普及活動

【刊行物】

『年報 津山弥生の里第13号』

『堀坂地内遺跡』

津市埋蔵文化財発掘調査報告第76集

『せんご遺跡はか』

津市埋蔵文化財発掘調査報告第77集

『名勝旧津山藩別邸庭園（衆楽園）保存管理計画策定報告書』



【講演会・研究会】

第24回津山市文化財報告会（参加者132名）

日 時 平成18年3月4日（土）

場 所 グリーンヒルズ津山

リージョンセンター ベンタホール

内 容

第1部 調査報告

「吉井川の外輪船」

津山郷土博物館 乾 康二

「旧津山藩別邸庭園（衆楽園）の発掘調査」

津山弥生の里文化財センター 豊島雪絵

第2部 講演

「コンピュータグラフィックスの製作過程」

大成建設株式会社 設計本部

山下哲夫 工藤安代さん



文化財調査報告会

美作考古学談話会（会員27名）

第1回 5／14（土）

「旧津山藩別邸庭園（衆楽園）について」（豊島雪絵）

第2回 7／9（土）

「山城の遺構を考える」（雨天中止）（仁木康治）

第3回 9／10（土）

「美作における横穴式石室の導入を考える」（小郷利幸）

第4回 1／21（土）

「美作の中世平地居館」（平岡正宏）

第5回 2／25（土）

「津山城跡を歩くパートⅡ」（行田裕美）

第6回 3／11（土）

「久米郡衙と久米庵寺」（中山俊紀）

【速報展】

平成16年度発掘調査速報展『津山の歴史を探る』

【山上歎山古墳群】土師器

【林田池ノ内遺跡】石鍋、羽釜、瓦

【衆楽園西御殿跡】写真パネル

【柳谷古墳】銀象嵌頭椎大刀柄頭、鞘尻金具、須恵器、

土師器（県指定重要文化財）

【収蔵資料等の貸し出し・調査等】

考古資料関係

- ◎大阪大学酒井将史さん弥生土器を調査（5月）
- ◎院庄小学校に火おこし機を貸し出し（6～7月）
- ◎朝日新聞社『街道をゆく第38号』掲載のため、大蔵池南製鉄遺跡の写真2枚を貸し出し（7～11月）
- ◎岡山大学埋蔵文化財調査研究センター光本順さん 分銅形土製品、人物埴輪、刀剣を調査（7月）
- ◎吉備人出版『沼遺跡と弥生集落』掲載のため写真14枚を貸し出し（7月）
- ◎早稲田大学山田俊輔さん長歓山北5号墳のコロクを調査（8月）
- ◎岡山大学生畠地ひとみさん弥生土器を調査（9月）
- ◎四条畷市立歴史民俗資料館特別展『青い鳥が翔ぶ』のためガラス製管玉（有本遺跡）16点、写真3枚を貸し出し（10月～12月）
- ◎岡山理科大学自然科学研究所白石純さんに分析用資料として市内古墳出土須恵器を提供（10月）
- ◎大阪大学学生高上拓さん前田後雄さん鉄鋤、陶棺を調査（11月）
- ◎岡山県立博物館特別展『吉備の渡来文化』開催のため、ガラス製管玉（有本遺跡）16点、鉄鋤・金槌（長歓山2号墳）2点など計31点を貸し出し（11月～3月）
- ◎吉備人出版『吉備の古代寺院』掲載のため美作国分寺跡の写真を貸し出し（11月）

民俗資料

- ◎佐藤茂さんにかさ、みの6点貸し出し（1月）

3. 寄贈資料

【民俗資料】

八木 彰（市内上河原）

諸切機1点、刈取機1点

水島 実（市内下高倉東）

豆かす削り機1点

池田 章（市内田邑）

唧筒1点、吊り下げ道具1点

種垣澄隆（市内安井）

鏡1式

元塚良慈（市内加茂町公郷）

丸鋸歯7点、鋸3点、皮むき2点、臼1点



唧筒



鋸

B. 文化財センター日誌抄（平成16年度）

- 4月 8日 障害者に史跡津山城跡を開放するため登城路の警備にあたる
- 4月12日 西部開発協議会と史跡美和山古墳群倒木処理の協議
- 4月18日 文化財センターの水道漏水を修理、文化庁協議のため東京に出張（行田次長・平岡主任）
- 4月21日 史跡美作国分寺跡保存管理計画実施について府内検討会議を開催
- 4月25日 史跡美和山古墳群県道法面保全について美作県民局と協議
- 5月 2日 大阪大学酒井将史さん弥生土器調査のため来所
- 5月12日 津山市文化財保護委員会の事前打ち合わせ、桑下十丈山古墳群の保存協議
- 5月14日 岡山理科大学「博物館学芸員資格課程履修者」約60名の施設見学、第1回美作考古学談話会開催
- 5月19日 公立埋文協総会（高松市）に出張（仁木主任）
- 6月 1日 史跡美和山古墳群倒木処理作業着手
- 6月 2日 津山市文化財保護委員会開催（阿波公民館）
- 6月 6日 店舗建設に伴う京免遺跡の確認調査
- 6月 7日 阿波小学校体験学習、史跡美和山古墳群県道法面保全について美作県民局と協議
- 6月 8日 NHK学園生寺本直美さん体験学習（通算10日間の予定）、中道中学校のチャレンジワーク受け入れ（3名）～10日
- 6月15日 史跡美作国分寺跡追加指定交渉
- 6月17日 岡山市教育委員会の根本修文化財課長、草原孝典主任來訪
- 6月19日 日上天王山古墳・日上歎山古墳群草刈実施（日上町内会）
- 6月21日 西中学校チャレンジワークの受け入れ（2名、～23日）
- 6月22日 東中学校チャレンジワークの受け入れ（6名、～24日）、衆楽園保存管理計画策定のため京都に出張（行田次長・豊島主事）
- 6月23日 岡山県市町村行政担当者会議（生涯学習センター）に出席のため岡山に出張（平岡主任）
- 7月 3日 岡山大学埋蔵文化財センター光本順さん分銅形土製品等調査のため来所
- 7月 5日 遺跡環境整備会議の打ち合わせ
- 7月12日 桑下十丈山古墳群の現地立会
- 7月14日 沼弥生住居址群草刈実施、県史協総会出席のためと総社市に出張（中山所長・赤松文化課主幹）
- 7月18日 津山中核工業団地内古墳公園草刈着手
- 7月20日 史跡美作国分寺跡用地取得について津山税務署と事前協議
- 7月21日 中史協大会に出席のため福山市に出張（行田次長）
- 7月23日 史跡美作国分寺跡用地取得のため不動産鑑定について打ち合わせ
- 7月24日 史跡三成古墳草刈
- 7月26日 史跡美和山古墳群倒木処理完了、国分寺飯塚古墳草刈
- 8月 2日 史跡津山城跡確認調査着手（～9月20日）
- 8月 4日 鬼ノ城ビジターセンター開館式典に出席のため総社市に出張（中山所長）
- 8月 5日 煙硝藏跡の草刈
- 8月 8日 史跡美作国分寺跡用地取得のための建物補償算定の現地打ち合わせ、美作国分寺跡の追加指定交渉実施、津山やよいライオンズクラブが沼遺跡早朝草刈奉仕作業
- 8月12日 史跡美作国分寺跡追加指定予定地所有者宅を訪問（神崎教育長・佐野文化課長）
- 8月15日 早稲田大学山田俊輔さん、長歎山北古墳群出土遺物の調査のため来所
- 8月16日 井戸車塚古墳草刈
- 8月17日 沼弥生住居址群草刈集め作業、剣戸古墳群草刈
- 8月18日 くらしき作陽大学澤田秀実さん、美作市教育委員会池田和雄さん来訪
- 8月26日 石綿使用状況調査のため、市建築住宅課職員来訪

- 8月28日 史跡三成古墳草刈
- 9月1日 沼遺跡草刈剪定作業
- 9月5日 久米庵寺跡草刈
- 9月6日 台風14号襲来
- 9月7日 台風14号の被害状況確認調査（津山城・美和山・畝山古墳群、院庄館跡等で倒木被害）
- 9月9日 神楽尾城跡・岩屋城跡の倒木被害状況を現地調査
- 9月10日 第3回美作考古学談話会開催
- 9月11日 日上天王山古墳・日上畝山古墳群草刈実施（日上町内会）、旧津山藩別邸庭園（衆楽園）の確認調査着手（～10月20日）
- 9月14日 杉さま古墳倒木の撤去作業に伴い埴輪が出土し、地元の文化財保護委員と確認
- 9月15日 岡山大学生畠地ひとみさん、弥生土器調査のため来所
- 9月20日 土取りに伴う水溜4号墳確認調査
- 9月21日 県史協の陳情のため県庁に出張（中山所長）、花園大学学生見学のため来所
- 9月27日 宅地造成工事に伴う正善庵遺跡の確認調査
- 9月29日 史跡美和山古墳群の蜂巣を退治（鈴木養蜂場に依頼）
- 9月30日 史跡美作国分寺跡用地取得について税務署と協議
- 10月5日 岡山理科大学の白石純さん来所、四条畷市教育委員会野鳥稔さんは展示資料借用のため来所、全史協大会出席のため山口県萩市に出席（行田次長）
- 10月13日 史跡津山城跡、衆楽園の空撮実施
- 10月18日 美作大学で出前講座（行田次長）
- 10月20日 煙硝蔵草刈
- 10月25日 津山中核工業団地内古墳公園草刈着手
- 10月31日 補助事業協議のため岡山県庁に出張（中山所長・小郷主任）、遺跡環境整備会議シンポジウム打ち合わせのため高梁市に出席（平岡主任）
- 11月1日 日上畝山古墳群の確認調査着手（～2月27日）
- 11月4日 勝北歴史民俗資料館の整理作業実施、衆楽園工事立会、東門発見で調査（～5日）
- 11月7日 史跡津山城跡整備委員会開催（文化センターほか）
- 11月8日 吉見の西山遺跡確認調査に着手（～9日）
- 11月10日 遺跡環境整備会議開催（津山国際ホテル～11日）
- 11月17日 NHK学園生寺本直美さん実習のため畝山古墳群確認調査に参加
- 11月20日 市民の健康と福祉のまちづくり院庄支部推進会議主催「健康ウォーキング」で史跡美和山古墳群説明（中山所長）
- 11月22日 18年度補助事業ヒヤリングのため県庁に出張（中山所長・小郷主任・平岡主任）
- 11月24日 勝北歴史民俗資料館の整理作業実施、文化庁協議のため東京に出張（平岡主任・豊島主事）
- 11月28日 大阪大学高上拓さん、前田俊雄さん、鉄嶽、陶棺調査のため来所
- 11月29日 文化庁協議のため東京に出張（行田次長・小郷主任）、確認調査打ち合わせ（於久米公民館）
- 12月5日 山口B遺跡確認調査着手（～1月31日）
- 12月6日 史跡美作国分寺跡の追加指定交渉実施
- 12月13日 鉄塔建設に伴う上田邑耳無遺跡確認調査、NHK学園生寺本直美さん実習のため来所、四条畷市教育委員会野鳥稔さんは展示資料返却のため来所、岡山県立博物館展示資料借用のため来所
- 12月21日 宅地造成に伴う美作国分寺跡確認調査（～28日）
- 1月5日 文化庁記念物課清野孝之調査官、日上畝山古墳群確認調査の現地指導
- 1月10日 十六夜山遺跡確認調査、17日から本調査（～25日）
- 1月11日 史跡美作国分寺跡公有化事業の境界復元測量着手
- 1月21日 第4回美作考古学談話会開催

- 1月22日 史跡美作国分寺跡関係者説明会開催
- 1月26日 二宮地区ウォーカラリーで史跡美和山古墳群説明（行田次長）
- 1月31日 縣史協研修会（備前市中央公民館）に参加（行田次長）
- 2月 8日 国庫補助金会計検査
- 2月17日 縢埋蔵文化財担当職員研修会（生涯学習センター）出席のため岡山に出張（小郷・仁木主任）
- 2月22日 史跡美作国分寺跡の現状変更協議（於津山高校）
- 2月23日 くらしき作陽大学澤田秀実さん来所
- 2月24日 民俗資料調査のため加茂地区へ（行田次長）
- 2月25日 第5回美作考古学談話会開催
- 2月27日 国分寺飯塚古墳あぜ焼きから類焼
- 3月 1日 三次風土記の丘資料館平川さん、緑山遺跡資料調査のため来所、美作県民局で史跡美作国分寺跡の道路拡幅問題で協議
- 3月 2日 名護屋城博物館吉本健一さん来所
- 3月 4日 第24回津山市文化財調査報告会開催
- 3月 7日 鈴木嘉吉さん本源寺調査のため来津
- 3月 8日 名勝旧津山藩別邸庭園（衆楽園）北東倒木部分に植樹（～17日）
- 3月 9日 史跡美作国分寺跡公有化事業文化庁協議のため東京に出張（中山所長）
- 3月11日 第6回美作考古学談話会開催
- 3月13日 史跡津山城跡整備委員会開催
- 3月14日 古代吉備文化財センター岡田博課長ほか来所
- 3月15日 史跡津山城跡空撮
- 3月20日 岡山県立博物館の佐藤寛介学芸員展示資料返却のため来所
- 3月22日 文化庁協議のため東京に出張（平岡主任・豊島主事）、資料調査のため笠岡市に出張（仁木主任）
- 3月23日 久米庵寺跡草刈
- 3月24日 古代吉備文化財センター光永真一総括副理事来所
- 3月26日 日上天王山古墳・日上歓山古墳群倒木除去作業実施（日上町内会）
- 3月28日 津山市文化財保護委員会開催

C. 埋蔵文化財発掘調査

1. 平成16年度届出関係一覧

埋蔵文化財発掘の届出（法第57条の2）

遺跡名	所在地	工事種別	範囲	面積(㎡)	済山市発表	登録日	審査場所	実施日	備考
福島道跡	田原加1400	個人住宅	未定	1.138	〔津教委文第5.3号〕	4.11	立会	未実施	
下郷野三宅道跡	下郷野 2588-1他	老人ホーム建設	未定	8,229.8	〔津教委文第1.4.2号〕	5.6	確認調査	H18.3.27	道耕・遺物無し
野人代地半井道跡	野人代 1519-1	個人住宅	未定	660	〔津教委文第1.6.3号〕	5.12	立会	3.13	道耕・遺物無し
美里町御跡	山北 13-3	店舗建設	7.1~8.31	558.92	〔津教委文第2.5.0号〕	6.16	立会	6.16	道耕・遺物無し
山北城跡	山北 65	料金自動精算システム	未定	2,353	〔津教委文第2.9.0号〕	6.29	立会	7.6	道耕・遺物無し
久山田奥山道跡	東一貫 283-1他	宅地造成	未定	2,993.11	〔津教委文第3.4.8号〕	7.20	立会	7.20	道耕・遺物無し
久山田御跡	山北 429-1他	個人住宅	未定	163.2	〔津教委文第3.4.9号〕	7.21	立会	8.9	道耕・御物無し
沢井御跡	山北 52-19	個人住宅	9~12	396	〔津教委文第3.6.0号〕	7.25	立会	未実施	
吉井御道跡	吉井 68-12	個人住宅	10~3	1,157	〔津教委文第3.6.1号〕	8.6	確認調査	9.27	道耕・遺物無し
六幡神社道跡	西原 742-1	西門設置	9~10	1,490	〔津教委文第4.0.7号〕	8.9	立会	5.2	道耕・遺物無し
河内道跡	河内 635	個人住宅	11~6	314	〔津教委文第4.1.0号〕	8.11	立会	11.9	道耕・遺物無し
根室塙原古墳	根室 1204-1	個人住宅	11~	329	〔津教委文第4.6.7号〕	9.7	立会	11.1	道耕・遺物無し
吉井鬼道跡	東一貫 67-5他	店舗建設	10~3	2,381	〔津教委文第4.6.9号〕	9.7	立会	10.25	道耕・遺物無し
久山大藏道跡	根室井 1484-3他	道路改良	未定	2,537	〔津教委文第4.7.2号〕	9.8	立会	12.1~2	道耕・遺物無し
吉井内山下山道跡	吉井 1472	酒店建設	11~2	260	〔津教委文第4.8.0号〕	9.13	確認調査	11.8~9	道耕・遺物無し
一宮利澤古墳	二貫 366-1	墓地造成	1~3	2,040	〔津教委文第4.9.5号〕	9.16	確認調査	未実施	
美川御跡	美川 18-6	個人住宅	10~1	184.32	〔津教委文第5.2.6号〕	9.20	立会	10.5	道耕・遺物無し
京奈道跡	京奈 7-2他	店舗建設	未定	811	〔津教委文第5.4.4号〕	10.4	立会	11.7	道耕・遺物無し
久山大藏道跡	久山 142-1他	宅地造成	未定	26,334.47	〔津教委文第5.5.0号〕	10.4	立会	12.1~2	道耕・遺物無し
根室道跡	根室上 561-3	車両場	11~12	10,224	〔津教委文第5.7.0号〕	10.7	立会	11.30	道耕・遺物無し
川辺田原道跡	川辺田原 2002-11	酒店建設	12~3	250	〔津教委文第5.8.2号〕	10.12	確認調査	12.13	道耕・遺物無し
美里町御跡	山北 636-2	事業所建設	未定	4,082.3	〔津教委文第5.9.4号〕	10.17	立会	11.4~5	道耕取り
山鹿鬼道跡	山鹿 2168-2他	宅地造成	未定	237.62	〔津教委文第6.0.1号〕	11.15	立会	11.3	道耕・遺物無し
美里町分寺跡	分寺身 311-2他	宅地造成	未定	1,484.77	〔津教委文第6.6.9号〕	11.21	確認調査	12.21~28	道耕・遺物有り
大字分寺跡	分寺下 101-1他	マンション建設	12~9	1,489.09	〔津教委文第7.1.6号〕	12.5	確認調査	11.10	道耕・遺物有り
美里町分寺跡	分寺身 466-1他	宅地造成	未定	660	〔津教委文第7.7.8号〕	1.10	立会	未実施	
大字分寺跡	分寺 1092-1	地盤整備	1~5	115.75	〔津教委文第7.9.6号〕	1.10	立会	4.5	道耕・御物無し
井の口道跡	井の口 97-3	墓地局埋設	4~5	24.84	〔津教委文第9.0.8号〕	3.6	立会	4.7	道耕・遺物無し
山北道跡	山北 10-12	個人住宅	6~10	598.6	〔津教委文第9.0.9号〕	3.13	確認調査	4.13~14	道耕・遺物有り
宋家園	山北 634-6	個人住宅	4~7	215.43	〔津教委文第9.0.9号〕	3.13	確認調査	4.3~4	道耕・遺物無し
野村山田道跡	野村 407-1他	店舗建設	4~	1,441	〔津教委文第9.0.9号〕	3.13	立会	4.7	道耕・遺物無し

埋蔵文化財発掘の届出（法第57条の3）

遺跡名	所在地	工事種別	範囲	提出者	済山市発表	査定日	審査場所	実施日	備考
木瀬4号墳	神代 1501-1	土砂採取	9~11	津山市山北 520 津山市長 中尾義伸	〔津教委文第4.6.3号〕	9.6	確認調査	9.2	道耕・遺物無し
大平A道跡	大平川南 1111-1	設置道設置	11~3	津山市山北 520 津山市長 中尾義伸	〔津教委文第6.6.7号〕	11.21	立会	11.8	道耕・遺物無し
沼通跡	沼 391-1他	道路整備	未定	津山市山北 520 津山市長 長崎浩代 津山市助役 山本直樹	〔津教委文第8.3.9号〕	2.7	立会	3.4	道耕・遺物無し

埋蔵文化財発掘調査の報告（法第58条の2）

遺跡名	所在年	調査目的	調査期間	出土地点(箇所)	調査結果	実施日	審査場所	予定
宋家園	山北 634-1他	掘削	171.11~3.31	150- 道路整備	〔津教委文第4.1号〕	4.27	善島雪船	平成16年度分
宋家園	山北 541-30	掘削	19.8~10.10	100- 道路整備	〔津教委文第4.6.5号〕	9.6	善島雪船	
日上歴史西洞跡	日上 430-1他	古墳	111~331	100- 道路整備	〔津教委文第8.1.7号〕	1.25	小堀利幸	国庫補助事業
下夜山通跡	夜山 101-1他	地盤整備	147~125	160- マンション建設	〔津教委文第8.1.7号〕	1.25	小堀利幸	

埋蔵文化財試掘・確認調査の報告（法第58条の2）

探査段数/遺跡名	周囲	対象地	調査期間	調査(年)	原因・既成地の有無	津山市発表	査定日	審査場所	備考
古河・美里古跡	周知	津川 34-1	123~4.1	35- 老人福祉施設建設、有	津教委文第 7.7号	4.15	小堀利幸		
美里・京奈通跡	周知	7~2	606	8- 店舗建設、無	津教委文第 2.3.5号	6.8	小堀利幸		
敷地・GOLD-B道跡	周知	津木正 609-1他	125~130	160- 地盤整備、有	津教委文第 9.8.8号	3.31	丁木康治		

D. その他の事業

1. 遺跡の保存・管理

《国指定史跡》 美和山古墳群清掃・草刈・剪定、三成古墳草刈

《県指定史跡》 日上天王山古墳・日上戸山古墳群草刈、久米庵寺跡草刈

《市指定史跡》 沼遺跡草刈・剪定、井口車塚古墳・劍戸古墳群・飯塚古墳・煙硝藏跡草刈

《未指定》 津山中核工業団地内古墳（一貫東1号墳）公園草刈



史跡美和山古墳群倒木状況



日上戸山古墳群倒木状況



国指定史跡三成古墳草刈後



岩屋城跡倒木状況

2. 津山やよいライオンズクラブ奉仕作業

沼遺跡の草刈

3. 台風14号関連倒木除去作業

《国指定史跡》 美和山古墳群倒木除去、院庄館跡倒木除去

《県指定史跡》 日上戸山古墳群倒木除去、岩屋城跡倒木除去

第Ⅱ部 調査の概要

市内遺跡試掘・確認調査報告（平成 17 年度）

津山市が平成 17 年度に国庫補助事業（市内遺跡発掘調査等）でおこなった事業についての報告である。調査は、県営は場整備事業（山口 B 遺跡）、保存に伴う確認調査（日上畝山古墳群）、民間の開発に伴う確認調査（吉見西山下遺跡・十六夜山遺跡）の 4 件である。なお、日上畝山古墳群については、報告書を平成 18 年度に作成しているので、概要のみ掲載する。

（1）山口 B 遺跡確認調査

a 調査地 津山市油木北 859-1 番地外 10 筆

b 調査期間 平成 17 年 12 月 5 日～平成 18 年 1 月 31 日

c 調査面積 約 160 m²

d 調査の概要

山口 B 遺跡は、津山市（旧久米町）の南西端である油木北地内に所在する（第 1 図 No.240）。

この地区は、概観すると津山市・久米郡美咲町境をなす山塊から東向きに開けた谷地形を示し、低位部を吉井川支流である倭文川が東流し、それに沿うような形で国道 429 号線が東西に走っている。遺跡は、前述の山塊から派生した南及び南東向きの尾根上に占位する。眼下に低位部に臨み、低位部からの比高は 15~30m を測る。調査前においては、遺跡範囲において須恵器片が表採されていたことから、古墳時代の散布地であるとの認識がなされていた。

確認調査は、中山間地域総合整備事業（県営は場整備事業）の策定に伴い、は場整備事業が予定されている各団地のうち、油木北地施工予定地が本遺跡の遺跡範囲に及ぶことから、開発事業との調整を行なうため、遺跡の有無及び内容、また遺跡範囲の確認を目的として実施した。

調査は、地形等を考慮のうえ任意の位置にトレーニングを設定し、人力により掘下げを行い、遺構の有無や種類あるいは時期を確認した。トレーニングの規模は 2m × 5m を基本として 16 箇所に設定したが、実際の調査にあたっては、個々のトレーニングにおいて調査状況により部分的なトレーニングの拡張、縮小を行なっている。また、対象とする尾根が 2 つにわかれていたため、トレーニングも大きく分けて尾根毎に東半（T1 ~ T11）、西半（T12 ~ T16）としている（第 2 図）。調査終了後は調査対象地が次年度耕作予定であるため、プレートランマ他の機材を使用して埋め戻し作業を行い原状に復した。

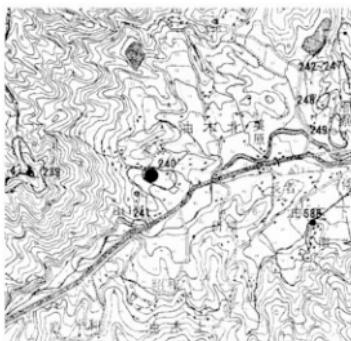
調査の結果、トレーニング 11 において弥生及び中世と考えられるビットが確認された以外に遺構は認められなかった。各トレーニングの概要は次のとおりである。

トレーニング 1

耕土直下に基盤層を検出した。検出状況から既に削平を受けているものと判断された。

トレーニング 2

耕土下層にマチダオシ前の旧水田層、以下は自然堆積層である。掘下げ状況から、地形的に谷の中心



第 1 図 位置図 (S = 1 : 25,000)



第2図 トレンチ配図 ($S = 1 : 2,000$)

にあたると判断された。

トレンチ3

耕土下層は現水田造成のためと考えられる造成土（粘土混じりの真砂土）で、下層は自然堆積層である。谷地形に伴う堆積と考えられた。

トレンチ4

耕土下層は青灰色粘質土で旧耕土である。下層は自然堆積と考えられる青灰色粘質土で、谷地形に伴う堆積と判断された。

トレンチ5

耕土下層は青灰色粘質土で旧耕土である。下層は黄灰色粘質土で自然堆積と考えられる。地表から約80cmで基盤層を検出した。

トレンチ6

耕土下層は青灰色粘質土で旧耕土である。下層は黄褐色若しくは暗褐色粘質土で、自然堆積と判断された。

トレンチ7

耕土直下は基盤層である。基盤層の検出状況から既に削平を受けているものと判断された。

トレンチ8

耕土直下に基盤層を検出した。また、トレンチ中央にごく浅い溝状の落ち込み、またピット状の浅い落ち込みを認めたが、共伴遺物からごく最近のものと判断された。

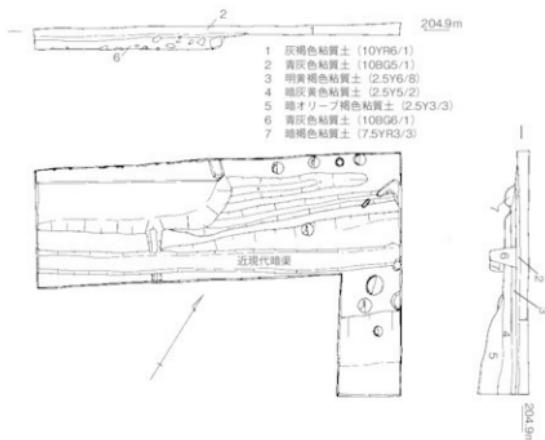
トレンチ9

耕土直下に現水田に伴う造成土があり、下層は基盤層である。旧水田の造成に伴い削平及び造成を受けた状況が確認できたのみである。

トレンチ10

耕土以下は基盤層である。旧水田の造成に伴い削平を受けた状況が認められた。

トレンチ11（第3図）



第3図 トレンチ11 平・断面図 (S = 1 : 60)

耕土下層は青灰色粘質土～黄褐色若しくは暗褐色粘質土で、トレンチ北端では直下に基盤層が認められ、南に向かって急激に降下する状況が認められた。旧水田に伴う暗渠排水やブロック基礎に伴う搅乱が認められたが、トレンチ東半部分においてピットが複数確認された。

トレンチ 12

耕土下層は暗灰色粘質土で、旧地表から 40cm で基盤層を検出した。現在の水田造成に伴い大規模に搅乱を受けていた状況が認められた。

トレンチ 13

耕土直下に基盤層が検出され、旧地形が変更され、既に削平を受けている状況が看取された。

トレンチ 14

耕土直下に基盤層が確認され、旧地形が変更され、既に削平を受けている状況を確認した。

トレンチ 15

地表から約 1 m で基盤層に至り、緩い谷地形を示す。遺構は確認されなかった。

トレンチ 16

耕土下層は暗青灰色・褐色・灰色粘質土で水分に富む。旧水田に伴う杭などが認められたが、遺構は確認されなかった。

ま と め

今次の調査において、調査前は尾根上に遺構の分布が推定されたものの、調査の結果遺構が確認されたのはトレンチ 11 のみであり、対象地全体が旧状を留めつつも殆どの部分において小規模な地形の改変を受けていることが判明した。検出された遺構の時期については、弥生時代及び中世の時期が考えられる。なお、出土遺物は、各トレンチにおいて弥生時代～中世及び近現代の遺物が散発的に出土している。

調査の成果から、遺跡の広がりは限定的で極めて狭い範囲であることが判明した。

追記

今回の調査対象地に隣接して小洞があり、陶棺片とおぼしきものが見受けられた。

聴き取りによると以前付近に古墳があり、造成の際に破壊したため祀っているとのことであった。また、これ以外にも古墳時代の須恵器片が狭い範囲で比較的多く表採された箇所があったことから、現在の水田等の造成以前に古墳が所在したことを推測できると思われる。

(仁木康治)

(2) 日上戻山古墳群確認調査

a調査地 津山市日上 430-1番地ほか

b調査期間 平成17年11月1日～平成18年2月27日

c調査面積 約183m²

d調査の概要

日上戻山古墳群は津山市の東部、吉井川と加茂川が合流する丘陵上に位置する（第1図）。平成6年から9年にかけての地形測量及び確認調査（註1）で、丘陵上には円墳と方墳が合計56基現存する事、古墳の時期も4世紀の後半のが見られ、主体は5世紀後半から6世紀前半頃と推測される。現在は南端に位置する前方後円墳の日上天王山古墳とあわせて、平成12年に岡山県指定の史跡となっている。この日上戻山古墳群の北端には、「古冢」という碑があり明治5年の開拓により古墳が発掘され、鏡や刀剣、水晶玉な

ど多くの出土遺物が出土した事が記されている。この古墳については現存しないが、昭和42年の調査で墳丘のない前方後円墳や円墳数基が発見され、この前方後円墳の事をさしているものと考えられる。またこれら古墳以外にもすでに墳丘が消滅している古墳が存在する可能性が十分考えられる。そのため、国庫補助事業（市内遺跡発掘調査等事業）で平成13年度から古墳の墳丘が存在しない部分を中心に確認調査をおこなっている。昨年度までに「古冢」に記載されたと思われる前方後円墳1基（昭和42年調査の前方後円墳を再確認）や円墳・方墳8基を新たに確認した。また、昨年度はこれら古墳群の存在する丘陵の西側、八幡神社周辺の比較的なだらかな丘陵部を中心にトレンチを設定した。完全に削平されている古墳や残丘部分の周溝を確認した他、弥生・古墳時代の住居跡も新たに確認できた。そのため、この地域は現在ほとんどが耕作地や宅地になって開けているが、広範囲に古墳や弥生から古墳時代の集落が存在していた可能性が十分考えられる。

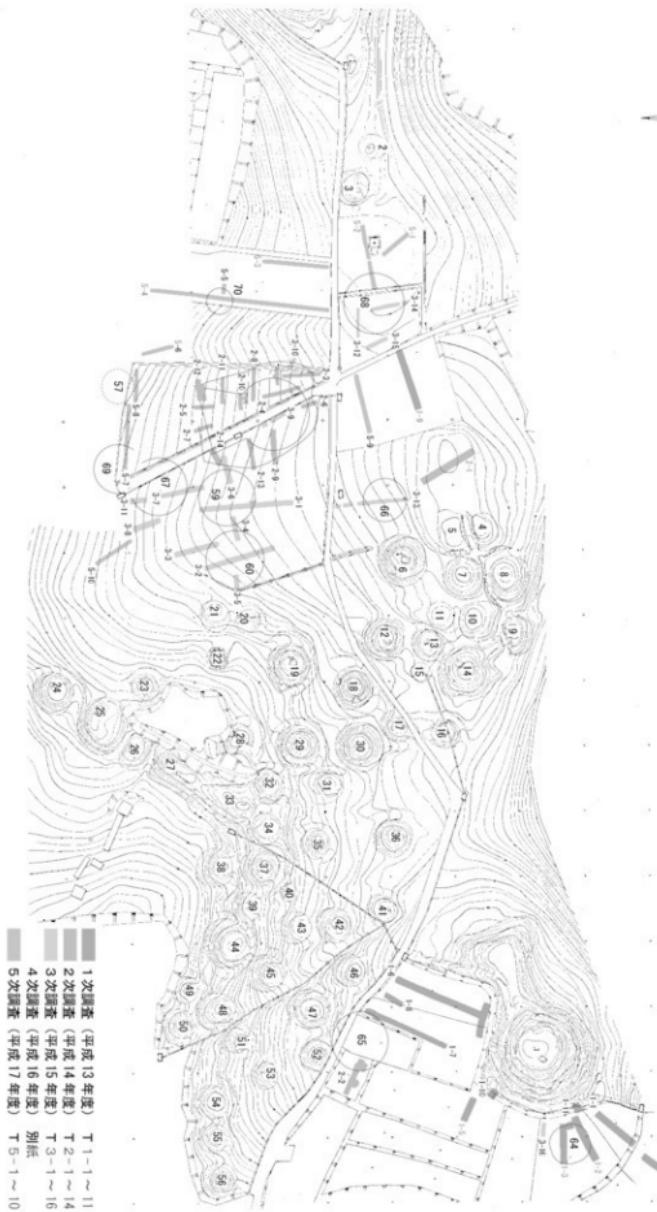
今年度の調査は、調査の最終年度という事で、古墳群の存在する丘陵部分の北側を中心にトレンチ10箇所を設定した（第2図）。調査は平成17年11月1日から開始し、平成18年2月6日に終了し、その後古墳群の遠景を中心航空写真を2月27日に撮影した。調査は人力で掘り下げ、埋め戻しには重機（バックホー）を使用した。

トレンチ1 (T5-1)

古冢碑の東側に設定した幅1m、長さ10.1mのトレンチで、表土の下は地山面である。ただこの地山については、礫を含むものであったため念のため部分的に掘り下げたが、同様な土層が続く自然地形と判断した。この掘り下げ時に確認できた楕円形状の土壙が1基中央付近にあり内部から弥生土器が出土した。土壙は現状で幅0.9m、長さ1m以上、深さ0.35mを測り、埋土はほぼ1層である。土器は底付近からやや浮いた位置で出土している。壺の胴部で横になった状態である。接合しないが口縁部と底部片も出土している。西側にある石列は古冢碑の外郭ラインで、トレンチ2でもその続きを確認している。おそらくこの碑が明治6年に建てられていることから、この石列はその時期のものである。その他



第1図 位置図 (S = 1 : 25,000)



第2図 日上欲山古墳群（東丘陵）全体図 ($S = 1 : 1,500$)

古墳に伴う遺構は無い。出土遺物としては、須恵器や埴輪片がある。

トレンチ2（T5-2）

古冢碑の西側に設定した幅1m、長さ20mのトレンチで、第3次調査で確認した68号墳の補足調査である。南側で幅1.1m、深さ0.15mの溝を確認しこれを周溝と考えたが、第3次調査で確認した周溝は幅4~5.8m、深さ0.8mもあるしっかりとしたもので、本周溝とは規模がまったく異なる。このため同一でない可能性も考え、トレンチをかなり北側に延長したがそれらしき溝は存在しなかった。このためこのトレンチ2の辺りは元々地形が高いため、それほど深い周溝は掘らず、逆に低い部分はより古墳を大きく見せるために深い溝を掘ったのではないかと推測する。このように地形的制約のため場所によって周溝の規模が違うものと解釈したい。なお、この周溝に切られる形で幅0.9m、長さ1m以上、深さ0.8mの遺構が存在する。これは内部から須恵器や土師器がまとまって出土することから、埋葬施設で木棺を置いたものと考えられる。全掘していないため他の副葬品は不明である。その他中央と北側にある石列はT5-1同様古冢碑に伴うものである。この埋葬施設の南には土壌の一部があり内部から弥生土器が出土している。住居跡の可能性もある。その他の出土遺物として北側の表土より石器が2点出土した。

トレンチ3（T5-3）

T5-2の西側の畑に設定した幅1m、長さ20.1mのトレンチである。耕作土の下は地山面である。遺構として検出したのは中央西寄りにある住居跡の壁溝である。この壁溝の残り具合から、周囲がかなり削平されていることが伺える。この住居跡は隅丸方形と推測され、内部にもう1本溝があり一度拡張されている可能性もある。出土遺物として少量の土器片があり弥生時代のものである。

トレンチ4（T5-4）

T5-3の南に設定した幅1m、長さ55mのトレンチである。耕作土の下は地山面である。中央西寄りで2条の溝を検出した。東側は幅0.5m、深さ0.16m、西側は幅0.8m、深さ0.18mで、いずれも埋土は1層である。これら溝は古墳の周溝の一部と考えられるため、トレンチ5を直交する形で設定した。周溝内の出土遺物は皆無である。また、この墳丘内の中央東よりで円形状の土壌を検出したが、出土遺物も無く、床面が平らでないため埋葬施設の一部とは断定できない。その可能性はある。その他の遺構として西端で住居状の落ち込みを検出した。トレンチの幅が狭いため明瞭ではないが、緩やかな落ち込みがあり、壁溝の一部を検出しこの溝内には柱穴が1個ある。内部から弥生土器片が、溝内から石が1点出土した。この住居跡の東にある円形土壌は径12m、深さ0.5mで埋土は1層で出土遺物はない。また、トレンチの東側でも柱穴らしきものはあるが、明瞭に建物などになるものは現状では見られない。

トレンチ5（T5-5）

T5-4で古墳の周溝が検出されたため、この北側に直交す形で設定した幅1m、長さ31mのトレンチである。トレンチの中央で幅0.7m、深さ0.12mの溝が検出された。埋土は1層である。これによりT5-4で検出した古墳は径6.7m程の円墳である事が判明した。出土遺物は皆無であるため、この円墳の時期は不明である。本墳は70号墳と呼称する。

トレンチ6（T5-6）

T5-4の南側に設定した幅1m、長さ10mのトレンチである。土層は耕作土の下にはブロック状の土層がある。これは、明治の開墾時のものと思われ、多くは壠された古墳の盛土などである。遺構は見られないが、中央西寄りに旧トレンチの跡と思われる掘り込みがある。出土遺物として須恵器、埴輪、弥生土器、陶磁器などがある。

トレンチ7（T5-7）

T5-6の南に設定した幅1m、長さ20mのトレンチである。かつてこの辺りに円墳（57号墳）があったためこれを確認するために設定したトレンチでもある。土層は耕作土の下にトレンチ6同様開墾時の堆積がかなりある。これを細かく観察すると北側では北から盛っている状況が読み取れる。この下層南側には幅3m、深さ0.5mの周溝が見られ、内部から埴輪（円筒・朝顔・馬）、須恵器などが石などとともに多量に出土した。また、この周溝の南側には埴丘の盛土の一部が観察される。この盛土上面には埴輪の集積が見られる。なお、本墳築造時の地山は部分的に掘り下げ確認をおこなったが北側では明瞭でない部分がある。トレンチの北側にある掘り込みは旧トレンチの跡（幅0.85m、深さ1.25m）である。この旧トレンチも地山面が明瞭でないため、かなり深い場所まで掘り下げている。

トレンチ8（T5-8）

T5-6と7の間に設定した幅1m、長さ10mのトレンチである。土層の状況はT5-7と同様である。遺構らしきものは無い。トレンチの南側にある掘り込みは旧トレンチの跡である。出土遺物は埴輪、須恵器、弥生土器などがある。以上トレンチ7・8の結果57号墳は確認されなかった。57号墳はこのトレンチの外にあるのか、すでに存在しないのか現状では不明である。

トレンチ9（T5-9）

1次調査のトレンチ9（T1-9）の南に設定した幅1.2m、長さ18.3mのトレンチである。土層は耕作土の下が地山面である。トレンチ東寄りで柱穴や土壤を検出した。柱穴1から弥生土器片が出土した。その他出土遺物として埴輪や須恵器、陶磁器、瓦片がある。

トレンチ10（T5-10）

3次調査のトレンチ8（T3-8）の南西側に設定した幅1m、長さ13mのトレンチである。土層は表土の下が地山である。トレンチ東寄りで幅0.8、深さ0.28mの溝を1条確認した。これが周溝とすればもう1条あるはずであるが、西側にはみられない。また3次調査のT3-8でも溝はない。このためこれを周溝と考えることは、現状では少し無理がある。この溝からは弥生土器が出土しているため、同時代のものと解釈したい。その他遺構として柱穴が複数有り、弥生土器片が出土している事からこれら遺構は同時代のものと考えられる。

eまとめ

前年度までの補足調査として、トレンチを8箇所設定した。T5-2で68号墳の周溝を確認し、場所によって周溝幅が異なり直径8m程の円墳（周溝を含めると18m）である。周溝内で埋葬施設の一部も確認した。出土した須恵器から時期はT47型式（註2）頃である。T5-4・5で70号墳（直径6.7m）を新たに確認した。出土遺物は無く時期は不明である。旧調査で確認された57号墳を確認するためにT5-6・7を設定したが、これは確認されず、T5-7で新たに古墳（69号墳）の周溝を確認した。この周溝は67号墳と近接するため、現状では別々の円墳が2基存在する可能性を考えている。ただ、两者で前方後圓墳になる可能性もある。これについては、今後の調査が必要である。69号墳は須恵器の時期は明瞭でないが、埴輪からT47型式～MT15型式頃が考えられる。また、T5-1・3・4・9・10では弥生時代の住居跡や土壤などが出土した。T5-1の土壤1は中期のもので、T5-9の柱穴1は後期のものである。よって広範囲に集落遺跡が存在する事が考えられる。

（註1）安川豊史 1998「日上歛山古墳群」『津市埋蔵文化財発掘調査報告第63集』津市教育委員会

（註2）田辺昭三 1981「須恵器大成」角川書店

（小郷利幸）

(3) 吉見西山下遺跡

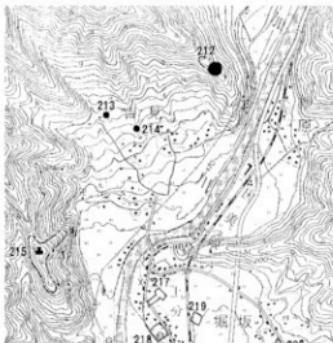
a調査地 津山市吉見1472番地ほか

b調査期間 平成17年11月8日～9日

c調査面積 約17m²

d調査の概要

市内吉見の吉見西山下遺跡でNTTドコモ中国の鉄塔建設が予定された（第1図No.212）。建設予定地では以前に林道法面で弥生時代後期の土器が多数採集され（註1）、同時代の土壤層群の可能性が指摘されていた。工事は地下掘削を伴うため事前に確認調査を実施し、尾根線上と土器の出土した地点に幅50mのトレンチを3箇所設定した（第2図）。調査地点の標高は307～320mである。調査は重機が入らないため、人力で掘り下げた。



第1図 位置図 (S=1:25,000)

トレンチ1 (T1、長さ11m)

尾根線状高所に設定したトレンチである。30～40cm程の表土の下は地山面である。遺構・遺物は見られない。

トレンチ2 (T2、長さ19.5m)

トレンチ1の続きを設定したトレンチである。トレンチ1同様遺構・遺物は見られない。

トレンチ3 (T3、長さ2.5m)

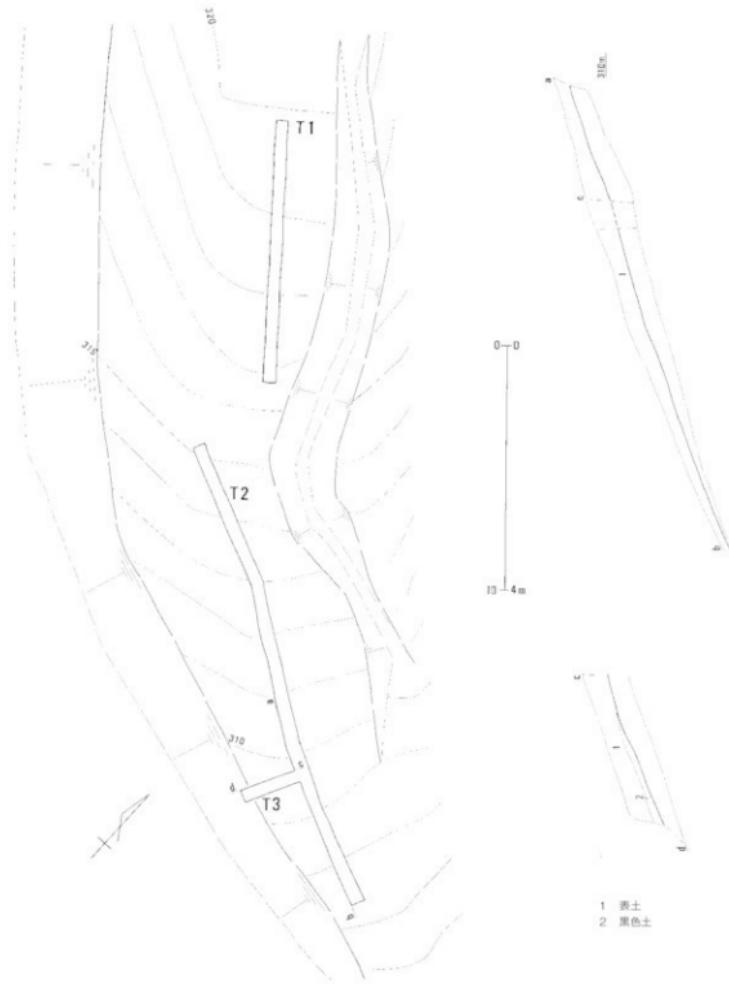
トレンチ2の途中からかつて土器の出土した林道法面に設定したトレンチである。土層では、一部に黒灰色土層（土層2）が見られるが、これは遺物を含まない層で、自然堆積層（旧表土層か）と思われる。このためかつて検出されたような遺構の続きを現状では見られない。

eまとめ

各トレンチとも遺構・遺物の確認はされていない。よって、従来考えられてきた遺跡の広がりは、工事予定地内には見られないものと考えられる。

（註1）平岡正宏「吉見林道法面採集の土器」『年報津山弥生の里第6号』津山弥生の里文化財センター1999

（小野利幸）



第2図 吉見西山下遺跡トレンチ配置図 ($S = 1 : 200$)、土層図 ($S = 1 : 80$)

(4) 十六夜山遺跡

a調査地 津山市椿高下 101-1 番地ほか

b調査期間 平成 18 年 1 月 10 日

c調査面積 約 104 m²

d調査の概要

市内椿高下の十六夜山遺跡でマンション建設が予定された（第1図 No.650）。十六夜山遺跡では、これまでに弥生時代～近世の遺構・遺物が出土している（註1）。基礎部分で地下掘削を伴うため時に確認調査を実施することとなった。

確認調査は重機（バックホー）を使用して実施した。工事予定地に幅 2 m のトレーニングを南から 3 本いれた（第2図）。

トレーニング 1 (T1、長さ 18 m)

調査地はすでに宅地として造成されていたため、その造成土を 30 ~ 40 cm 除去すると、その下は地山面であった。そこに柱穴や土壙などが複数検出された。柱穴の一つからは瓦などの遺物も出土した。この瓦は古代のものである。

トレーニング 2 (T2、長さ 21 m)

柱穴が数個検出されたが、その他の遺構はほとんどなく、この柱穴もかつての建物（近世～現代頃）のもの可能性が大きい。遺物はまったく出土していない。

トレーニング 3 (T3、長さ 13 m)

現代の建物に伴う排水施設以外に遺構・遺物はまったく見られない。

ない。

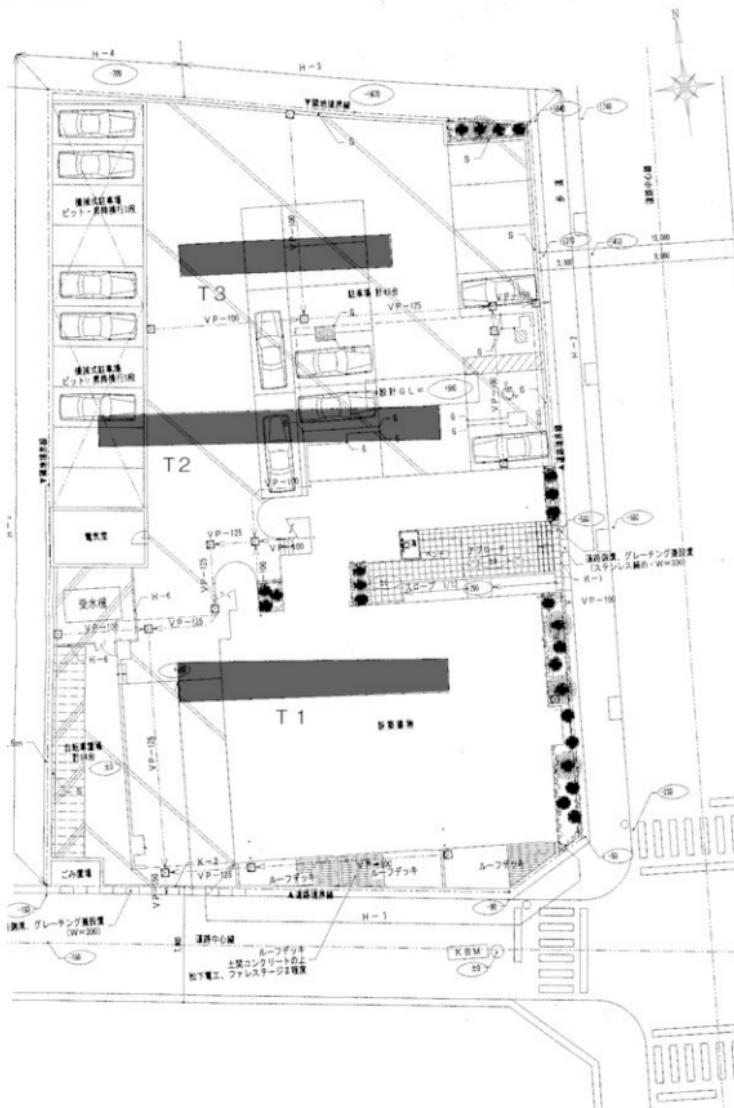
eまとめ

トレーニング 1 から 2 にかけての範囲で柱穴などの遺構が見られ、遺物の中に古代の瓦が含まれている。このため、この部分には遺跡の広がりが予測される。よってこの範囲については本調査が必要である。なお、調査後トレーニング 1 以外は重機で埋め戻した。

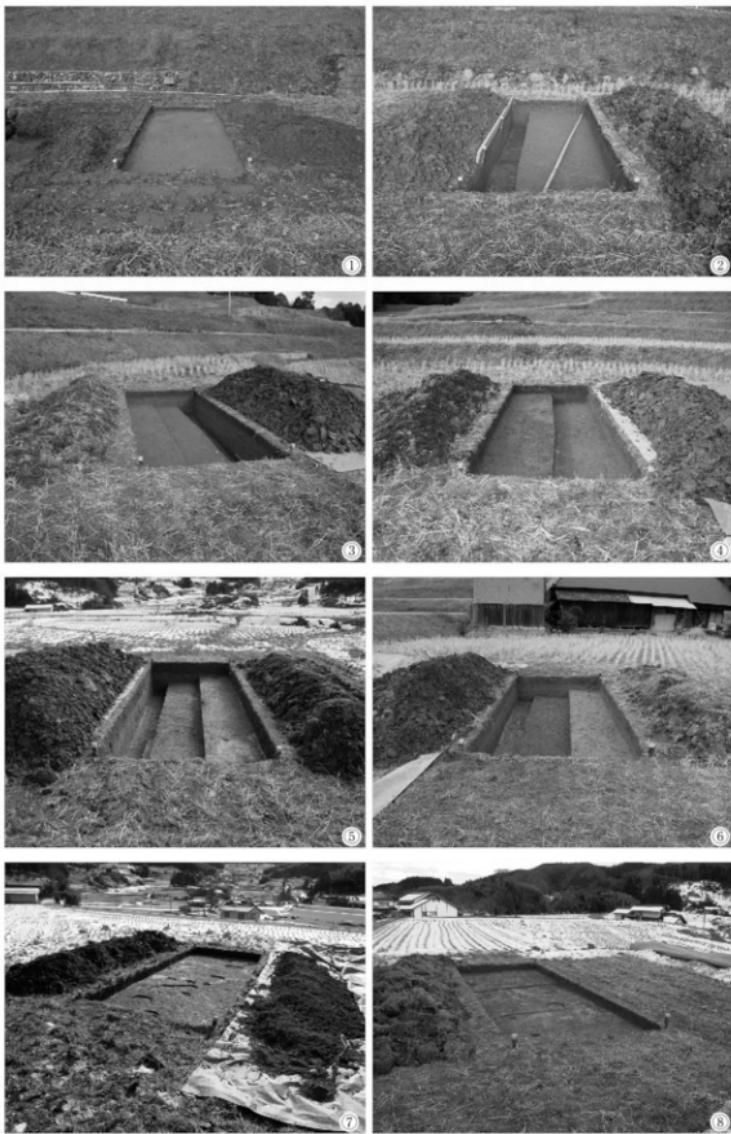
(註1) 尾上元規・金田善敬 1998 「十六夜山古墳・十六夜山遺跡」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告 130』岡山県教育委員会、行田裕美 1999 「津山高校創立百周年記念館建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概報」『年報津山弥生の里第 6 号』津山弥生の里文化財センター



第1図 位置図 (S=1:25,000)



第2図 十六夜山遺跡トレントレンチ配置図 (S = 1 : 300)

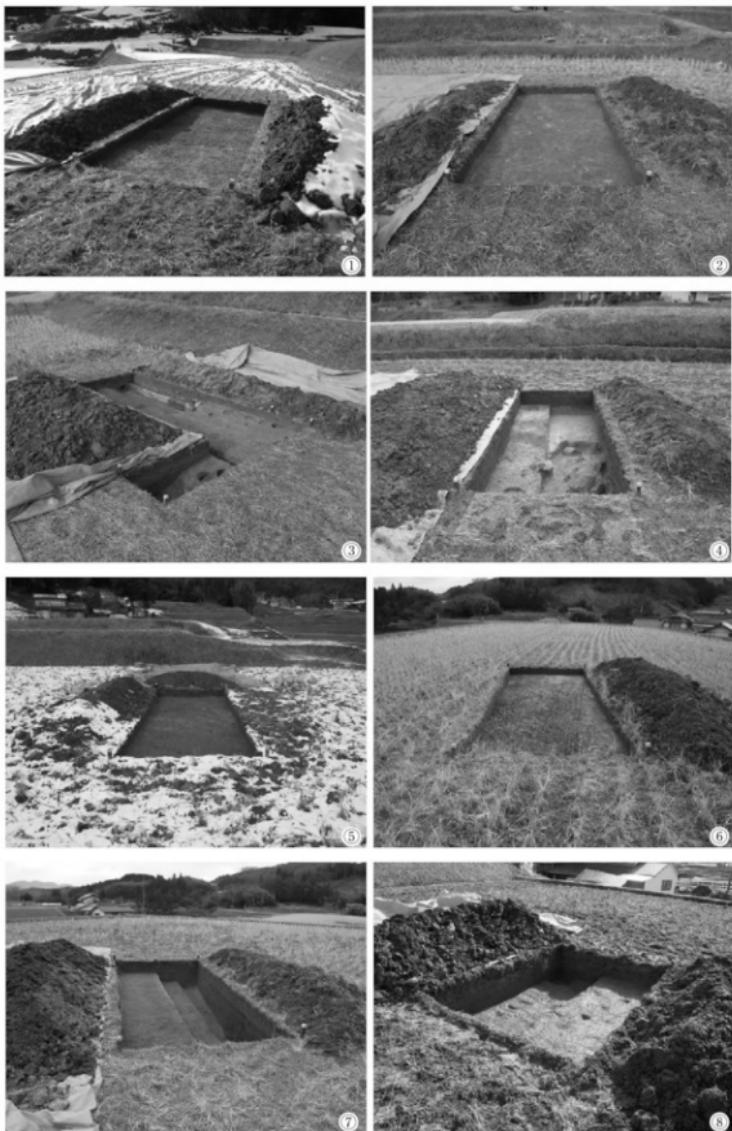


1 山口B遺跡トレンチ1全景
2 トレンチ2全景

3 トレンチ3全景
4 トレンチ4全景

5 トレンチ5全景
6 トレンチ6全景

7 トレンチ7全景
8 トレンチ8全景

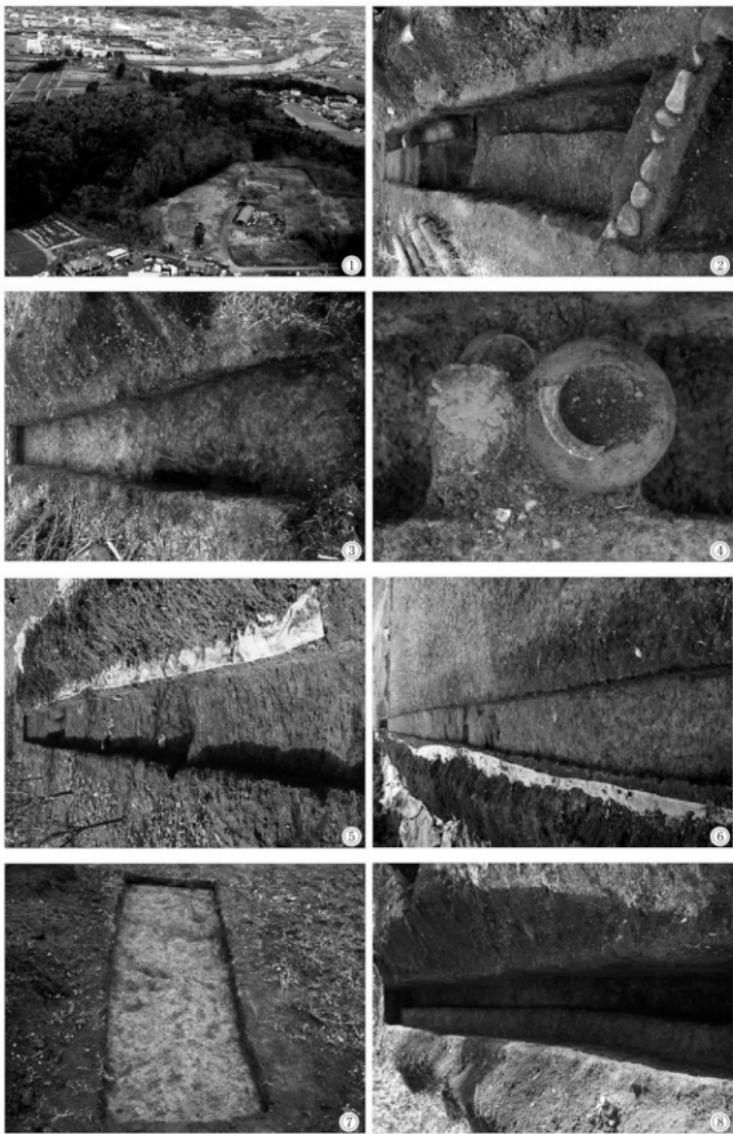


1 山口B遺跡トレンチ9全景
2 トレンチ10全景

3 トレンチ11全景
4 トレンチ12全景

5 トレンチ13全景
6 トレンチ14全景

7 トレンチ15全景
8 トレンチ16全景

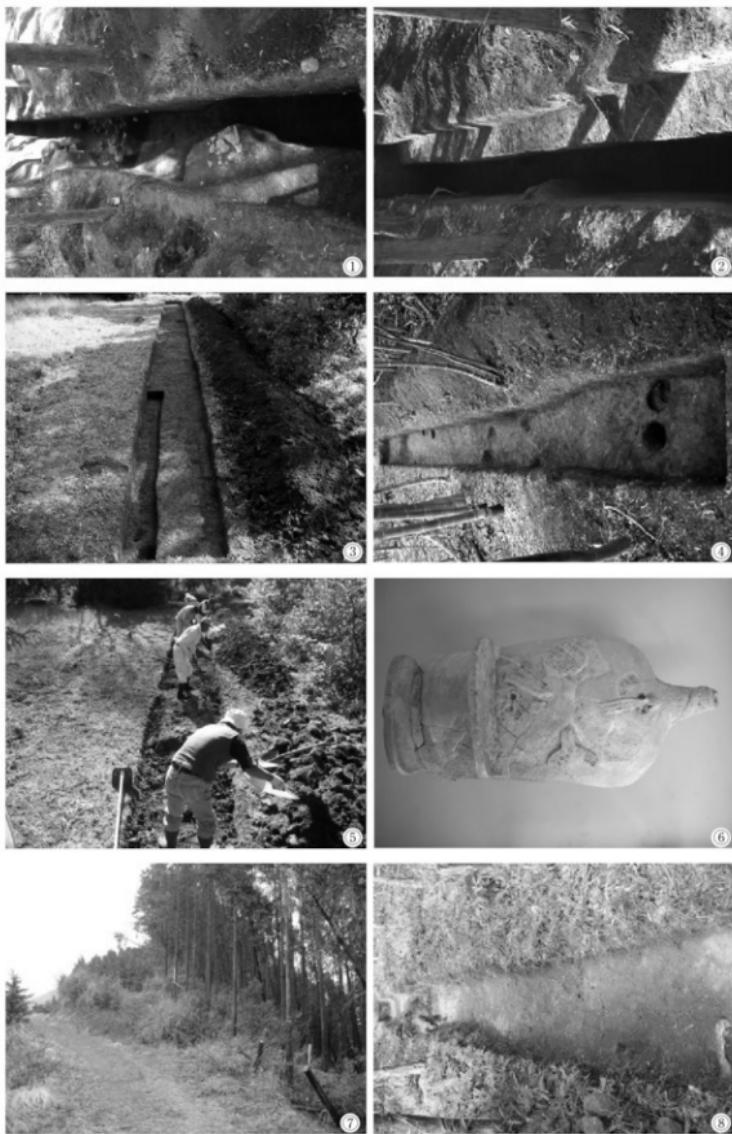


1 日上歎山古墳群（遠景）
2 T 5-1全景

3 T 5-2全景
4 T 5-2埋葬施設

5 T 5-3全景
6 T 5-4全景

7 T 5-5全景
8 T 5-6全景



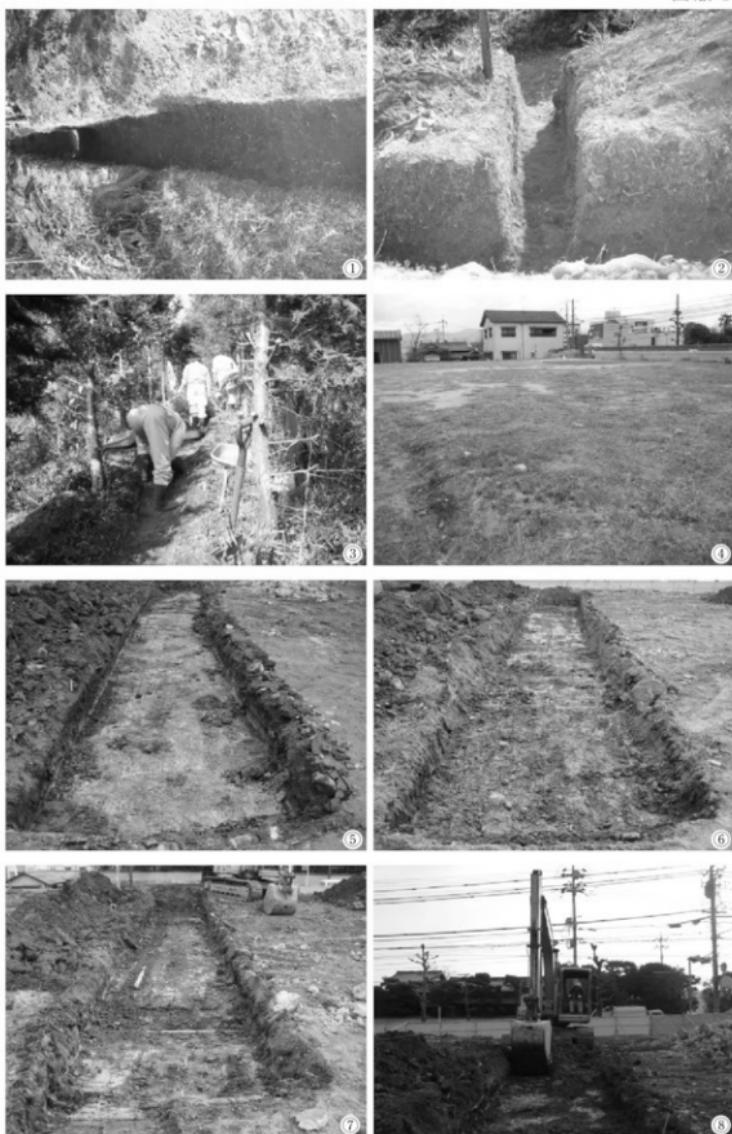
1 T 5-7全景
2 T 5-8全景

3 T 5-9全景
4 T 5-10全景

5 作業風景

6 出土遺物(馬形埴輪)

7 吉見西山下遺跡全景
8 トレンチ1全景



1 トレンチ 2 全景
2 トレンチ 3 全景

3 作業風景
4 十六夜山遭跡調査前

5 トレンチ 1 全景
6 トレンチ 2 全景

7 トレンチ 3
8 作業風景

京免遺跡（津山市沼7－2番地）確認調査報告

a調査地 津山市沼7－2番地

b調査期間 平成17年6月6日

c調査面積 8m²

d調査の概要

津山市沼に所在する京免遺跡（第1図No.676）は土地区画整理により確認された、弥生時代の集落遺跡で、後期は環濠を伴う集落である（註1）。今回の調査は遺跡推定地内北部で開発計画があるため、事前に確認調査をおこなった。開発予定地にトレンドチを2箇所設定した（第2図）。調査面積は約8m²である。

トレンドチ1（T1、第3図）

幅1m、長さ4mのトレンドチで耕作土（土層1）の下に土層2・3がありその下は地山である。調査地の水田は周辺より1段高く、すでに区画整理されている事から、この土層3も旧耕作土の可能が考えられる。この3層の下に包含層らしき層は一切見られない。トレンドチ内から検出した遺構は皆無である。出土遺物は弥生土器片、備前焼片が少量あるが図示できない。

トレンドチ2（T2、第3図）

トレンドチ1の西側10mに設定した幅1m、長さ4mのトレンドチである。土層はトレンドチ1と同様である。トレンドチ1同様、遺構らしきものはほとんど見られず、東壁北側に3層目上面から掘りこまれた穴がある。この穴は層位から新しい時期のものである。出土遺物は土器片が1点あるが図示できない。

まとめ

今回の調査結果、各トレンドチでは弥生時代の遺構は確認されず、出土遺物もほとんど見られない。今回の調査地點は、環濠集落の外側で、以前の調査でも遺構の少ない部分である。そのため、今回の開発範囲に主要な遺構が存在する可能性は薄いものと判断される。

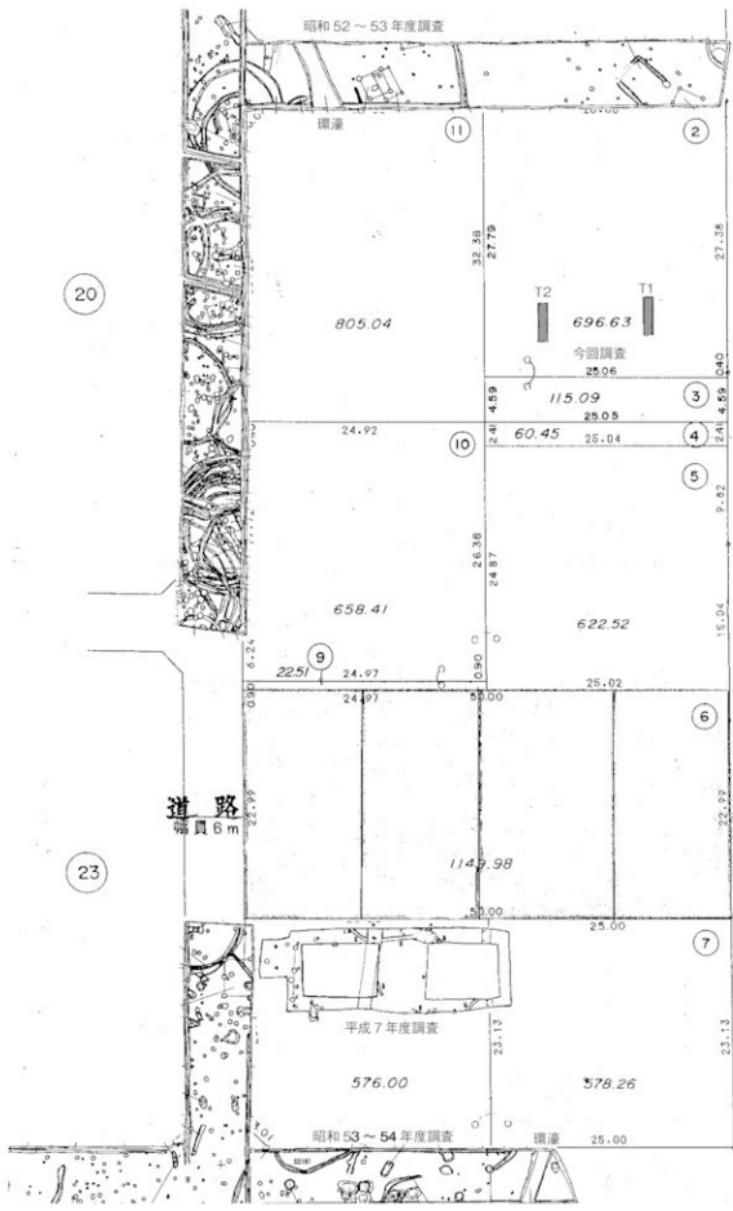
（註1）中山俊紀1982「京免・竹ノ下遺跡」『津山市埋蔵文化財発掘調査報告第11集』津山市教育委員会

川村雪絵1999「京免遺跡発掘調査報告」「午報津山弥生の里第6号」津山弥生の里文化財センター

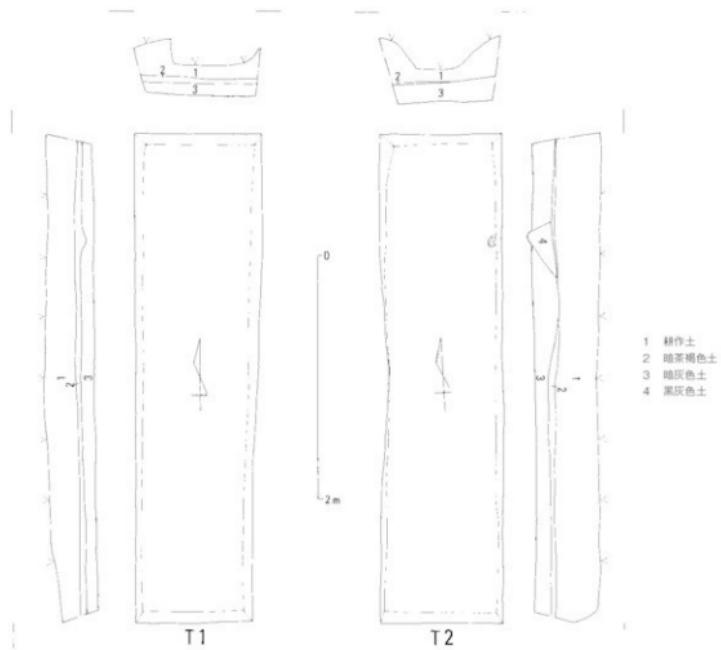
（小郷利幸）



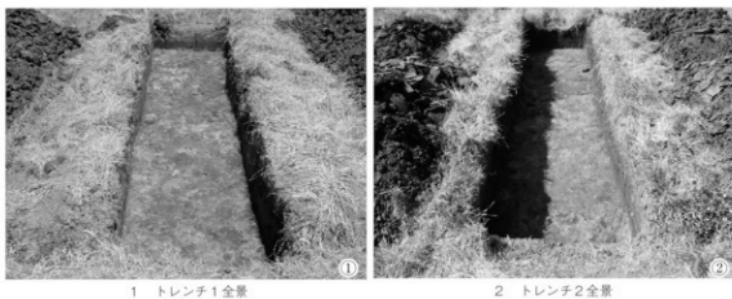
第1図 位置図 (S = 1 : 25,000)



第2図 トレンチ位置図 (S = 1 : 500)



第3図 トレンチ1・2平・断面図 ($S = 1 : 40$)



衆楽園（津山医研）の調査

一戸入住宅建設に伴う確認調査一

a調査地 津市山北 636-17番地

b調査期間 平成17年11月2日～11月5日

c調査面積 約15m²

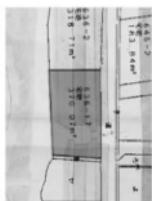
d調査の概要

調査地は名勝旧津山藩別邸庭園（衆楽園）の東側に位置する。江戸時代の絵図によると、当該地は庭園の周囲を巡る大溝の一部にあたる。調査は会社の社屋建て替えに伴うもので、掘削箇所について立会を行うこととなった。調査期間は平成17年11月2日～11月5日、調査面積は約15m²である。

調査は重機により掘削をおこなった基礎工事箇所の立会であったが、掘削部分の南端、地表面から約0.8mのところで板状の石が表出したため、その部分については一部拡張し、遺構の検出を行った。

層序は、1層から8層までは造成土であり、その下層である暗褐色粘質土（9層）以下は安定した堆積土である。石の上面が検出されたのはこの9層上面から35cm、現在の地表面からは約85cm下がったところである。

石は合計4枚の板状の石が東西方向に並んだ状態で検出された。石はいずれも平らな板状で、1枚の大きさは東西60～80cm、南北80～90cm、厚さ7cmを測る。石は水平ではなく、緩やかなアーチ状を描くように並んでおり、4枚の石の全長は3mである。石の中心部の下には石は存在せず、南北両脇の下にやや小さめの板石や河原石が置かれている。北側は一部未検出の部分があるが、一辺30～50cmの板状の石が5枚みられ、このうち東側の2枚は河原石である。南側は未掘部分があるため詳細は不明であるが、北側と同程度の大きさか、それよりも小さい石がみられる。また、4枚の石の両側、つまり



第1図 位置図（1:25000）



第2図 天保2年(1831)の御対面所図と地積図の合成図(右)および調査地点(左)

調査区の東西両側にも石が検出された。東側は板石から20cmのところに1個、西側は30cmのところで3個みられ、石の大きさはいずれも直径20~30cm程度である。これらの石を含めた全長は約4mを測るが、石と板石との関係は不明である。なお、トレレンチから遺物は出土しなかった。

石が検出された地点を江戸時代に描かれた絵図に照らし合わせると、庭園の東門の位置する部分に該当する（第2図左）。東門については、現存する2枚の絵図のうち、松平の入封初期に描かれたと考えられる御対面所絵図、および天保2年に描かれた絵図の両方に表記がみされることから、庭園の築造当初からこの地点に設けられていたものと考えられる。庭園に至る通路には溝が2重に巡り、東門からは「外土手」を通って大溝に架けられた橋を渡り、内側に設けられた「内土手敷」を通って内側の溝を渡り庭園に至る。絵図の表現は、橋は土橋と考えられる。

今回の調査によって検出した石は、上面のレベルがほぼ描っていることや、石の下に基礎となるような遺構がみられないこと、および絵図との照らし合わせなどから、東門から庭園にいたるまでの土手上に敷かれていた石である可能性が考えられる。これを裏付けるものとして、平成13年度に実施された宅地造成に伴う立会調査がある。調査地は本調査地の北側隣接地で、2重に巡る溝の一部が検出されている（小郷2003、pp.30-32）。この調査では溝の立ち上がりは確認できなかったため、調査から得られた溝のラインは推定のものである。今回の調査地点にこの推定ラインを当てはめると（第3図）、石の並ぶ地点は推定ラインで示した土手のラインより若干西寄りに位置するが、大きくなれるものではなく、今回検出した石が土手上に敷かれたものであったことを裏付けるものといえる。

ま と め

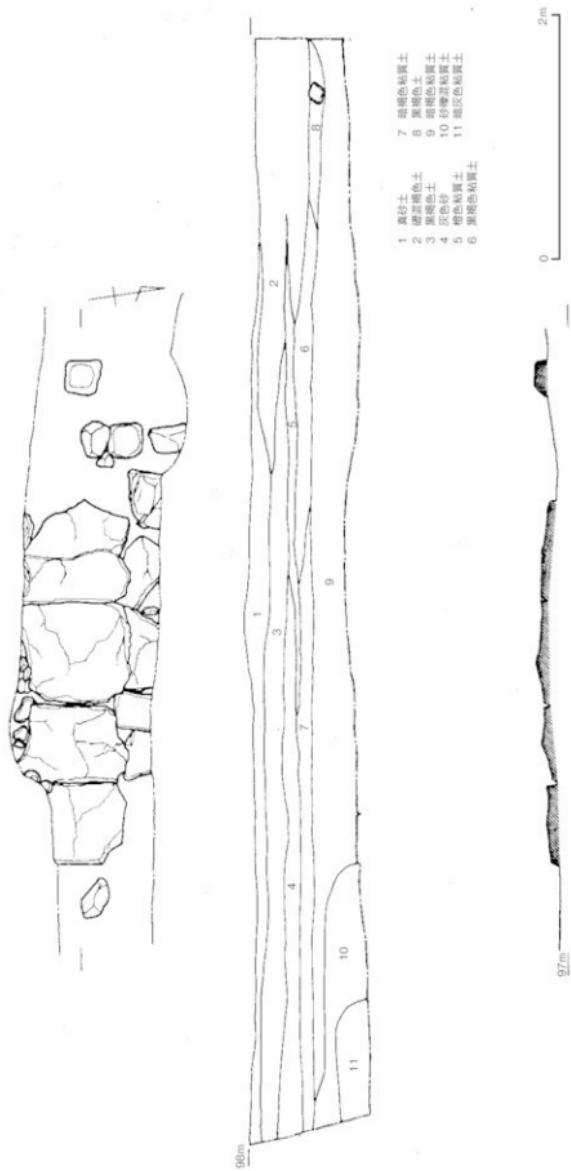
今回の調査は当初立会によるものであったが、石が表出したことにより急きょその部分をすべて検出し、遺構を確認するに至った。東門周辺の他の遺構については不明な点を残すが、石の検出レベルからは、江戸期の地表面が現在に比べて低くなっていたことや、庭園の周囲を巡る「大溝」と土手との位置関係を明らかにすることは一定の成果といえよう。

参考文献

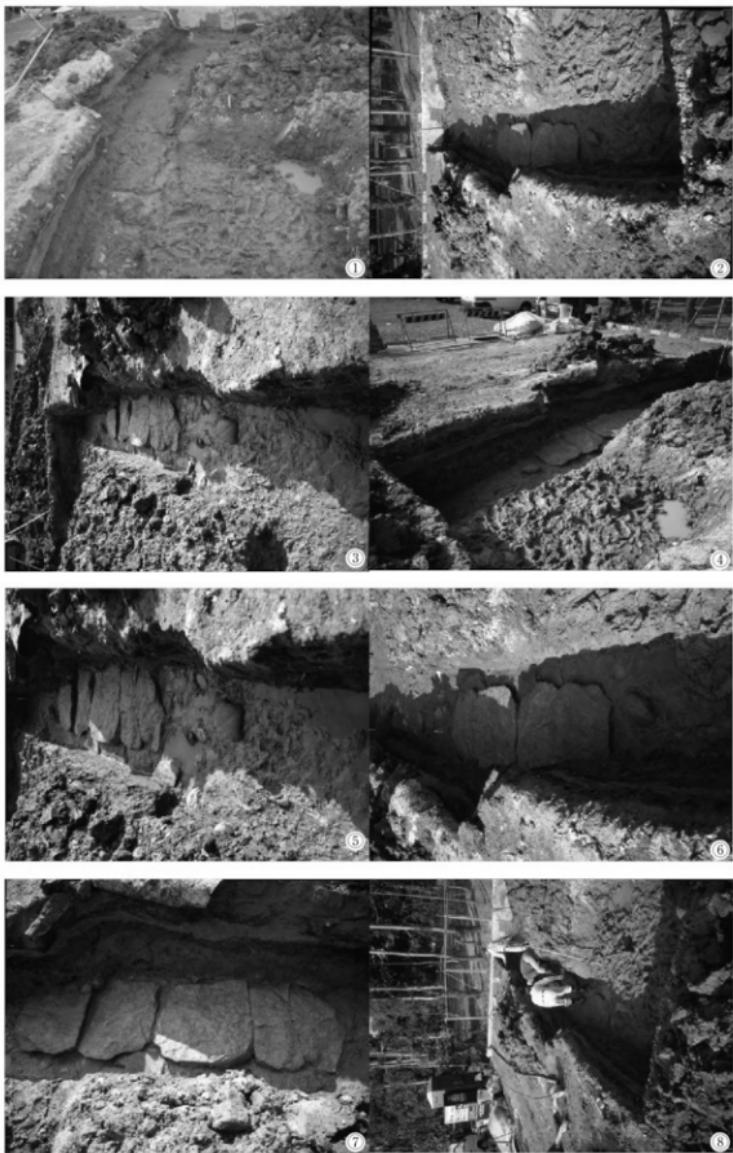
- 小郷2003「衆楽園（山北636-2番地）－個人住宅建設に伴う立会調査－」『年報 津山先生の里』第10号 津山先生の里文化財センター



第3図 トレレンチ位置図 ($S = 1 : 200$)



第4図 調査区平面図・断面図 ($S = 1 : 40$)



1 石棟出状況（東から） 2 全景・フェンスの向こうが現在の庭園（東から） 3 全景（西から）
4 全景（北東から） 5 石全景（西から） 6 石全景（東から） 7 石全景（北から） 8 作業風景

高後岩遺跡発掘調査報告

1. はじめに

本報告は、旧久米町教育委員会が平成 11 年度に実施した、金鈎場池堤体改修工事に伴う高後岩遺跡の緊急発掘調査報告である。発掘調査の実施に際しては、旧久米町産業課ほか関係各位から多大な協力を得た。本稿をまとめるにあたり、改めてここに御礼を申し上げる次第である。

なお、記述が煩雑になることから、以下の各機関及び名称等については調査当時のものを使用していくことをあらかじめお断りしておく。

2. 調査にいたる契機と調査の体制・経過

平成 11 年 2 月に、久米町産業課（以下「産業課」と略する）から久米町教育委員会（以下「町教委」と略する）に対して、翌年度に実施を予定している標記工事について、堤体改修に必要な鋼土を池の東側に隣接する尾根から採取したい。については、付近における埋蔵文化財包蔵地の有無について回答してほしいとの依頼があった。これに対して、町教委は当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地 高後岩遺跡 の範囲に含まれていることから、事前の確認調査が必要であると回答し、折り返し工事担当課からは工事実施時の確認調査への対応についての要請を受けた。

年度が改まり、平成 11 年 8 月 5 日付で法 57 条 3 項に基づく埋蔵文化財発掘通知が提出された。これを受けて、町教委は事業日程、作業工程等を調整のうえ、同年 11 月 16 日から 22 日まで確認調査を実施した。

確認調査は、予定地において概ね等高線に直交するよう 7 本のトレーナーを設定し、あらかじめ工事業者のバックホウを借り上げて表土剥ぎを行なったうえで作業員により精査を実施した。調査面積は 159 m² である。現地は、土取り及び集水路の掘削によって尾根頂部と池に面した斜面部分において地形の変更が認められたものの、堅穴式住居址 2 棟を検出した。

以上の成果から採土用地の変更を含め協議を行なったが、工事担当課からは、新たな用土の確保が困難であることと、外部から搬入した場合には搬入路が私道であるため道路修繕の問題が発生する等、事業費の大幅な増加が見込まれる旨の説明があり、現地での用土の調達が強く要望された。以後数次の協議を行った結果、最終的に記録保存で対応することとし、引き続き遺構が確認された区域の全面調査を実施することとなった。

さらに、この時点において、全面調査に伴い工事の遅延が憂慮されたことや、予定土量の確保が困難な可能性が出て来たため、池西側の尾根部分を新たに採土用地に加えたいとの協議を受けた。当該尾根についても遺跡範囲に含まれていたことから、取り急ぎ 5 本のトレーナーを設定し、平成 11 年 12 月 13 日から平成 12 年 1 月 6 日まで確認調査を実施した。調査面積は 84 m² である。調査地点は、東側と同様に土取りによる地形の変更がみられたが、尾根から池に続く斜面において堅穴式住居址 1、土壤 6 を確認した。この結果から急遽連絡協議を行い、この箇所についても従前の協議に基づき記録保存で対応することになった。また、調査順序については本体工事の工程を検討し、池東側の調査を先行することとした。

発掘調査にあたっては、池東西の調査区をそのまま東地区、西地区と呼称して調査を開始したが、西

地区については採土が発掘予定区域まで及ばないことが着手後に判明したため、確認調査トレントの埋め戻しを行なうことで終了とした。このため、当初 350 m² の発掘調査を予定していたが、東地区の 230 m²のみが発掘調査の対象となった。調査期間は平成 12 年 1 月 24 日から 3 月 7 日である。

発掘調査は、町教委が確認調査・発掘調査の全ての調査主体となって実施した。また、発掘作業には以下の方々に従事していただいた。

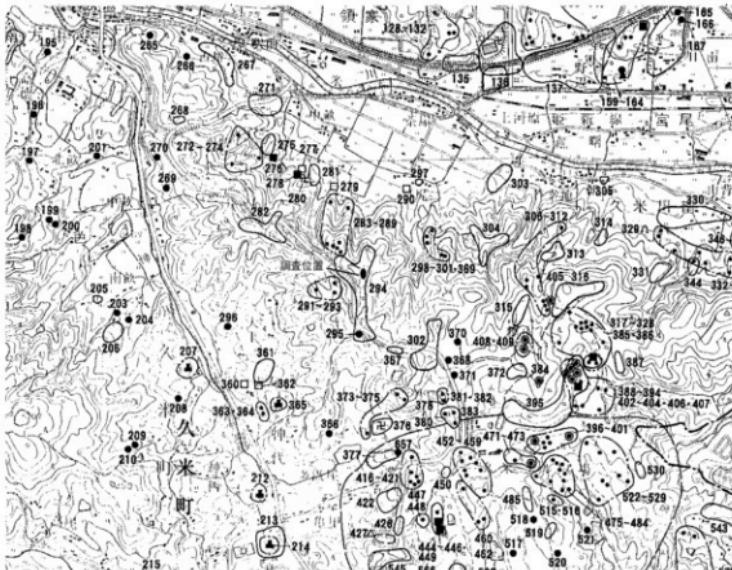
(故) 池田 登 井上哲夫 大田忠之 岸川泰夫 小林恒志 (故) 飛山照一

(アイウエオ順 敬称略)

3. 遺跡の位置と地理的・歴史的環境

高後岩遺跡(294)は、津山市久米川南 1111 番地他に所在する。稼山(標高 261.7m)を中心とする山塊の北半部にあたる。久米川に伴う沖積平野に臨み、金鋸場池^(注1)を挟む尾根一帯を推定遺跡範囲とする。付近の標高は 230 ~ 240m で、稼山山塊の南側が比較的なだらかに平野部に至るのに対し、北・西側は急峻で、丘陵頂部から平野部に向けて概ね深く陥没した谷が開く地形である。また、山塊南半部は所謂「稼山遺跡群」として周知されており、この地域では有数の遺跡密集地である。

今回調査を実施した位置は、北向きに開く谷の最奥部の東西それぞれの斜面で、尾根から谷の中心である金鋸場池底に向けて擂鉢状に傾斜する地形を示していた。平野部からの比高は約 120m を測る。本遺跡は、以前から池周辺で弥生土器の散布が認められ、また、久米カントリークラブ建設に伴う進入路の工事の際には堅穴式住居も確認されている^(注2)。加えて、池頭で鉄滓が採取できるとの聞き取り情報もあったため、調査期間中その確認に努めたが、池西側の道路法面から弥生土器片が 2 点採取された。



みであった。

周辺に分布する遺跡は、池西側尾根上に金鋸場1～5号墳(285・289)が近接して所在する。円墳・方墳が混在し、規模が不明なものもあるが、円墳は径9～11m、方墳は一辺16m程度の規模を示す。さらに、現在は道路の建設によって大きく地形が変化しているが、池西側の神代地区との分水嶺にあたる尾根上には二つ塚1・2号墳(291・292)がある。1号墳は径16m、高さ1m、2号墳は径7m、高さ0.8mのそれぞれ円墳とされるが、詳細はわからない。また、遺跡背後の尾根上には高後岩古墳(295)がある。径10m、高さ0.7mの円墳とされる。

同じ尾根続きのやや下った位置には長者屋敷遺跡(282)がある。丘陵頂部に位置し、そのうち1か所には遺跡名の由縁である、「長者屋敷」と称する東西約60m、南北約40mを測る平坦面がある。久米部の屋敷跡等の伝承があるが、詳細は一切不明である。現地において土器片が表採されていることから、集落遺跡等の存在する可能性は高いと思われる。

古墳時代以降の遺跡はこの周辺では現時点では確認されていない。以降、近現代に至るまで里山として地域住民の生産・消費活動の一翼を担ったことや、各所に残る道路の痕跡により、久米川流域から桜山山塊の西側にあたる一色、神代地区への交通路として利用されたことが伺える(図3)。

なお、現在では久米カントリークラブ建設に伴い、施設進入路として整備された道路が津山市に移管され、同様の役割を果たしている。

4. 遺構と遺物

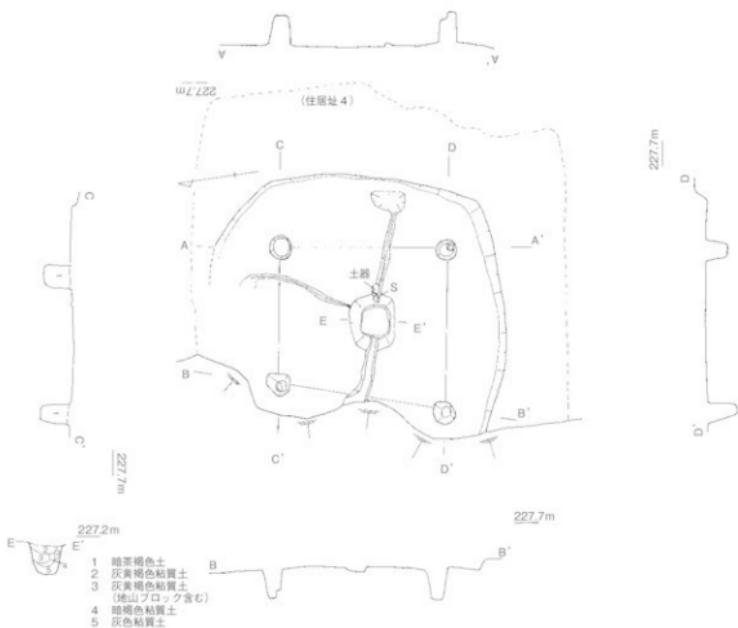
住居址1

調査区南端で検出された不整形な円形のプランを示す住居址である。住居址4と重複する。過去の土取りによって西側約1/5を欠失しているが、この住居址の規模は径5m程度であろうと思われる。また、住居址4に切られているため検出状況は良くなく、住居址4の床面である検出面から床面までは最も良好な位置で10cm程度である。壁体溝は確認できなかった。主柱穴は4本で、掘り方は約35～45cmである。加えて中央穴を有し、それに向けて3本の溝が掘られている。これらの溝は排水施設と考えられる。

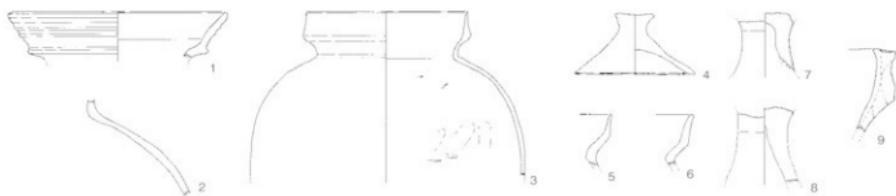
この住居址は、出土遺物から弥生後期後半のものと考えられる。



第2図 高後岩遺跡東調査区遺構配置図
(S = 1 : 200)



第3図 住居址1平・断面図 ($S = 1 : 80$)



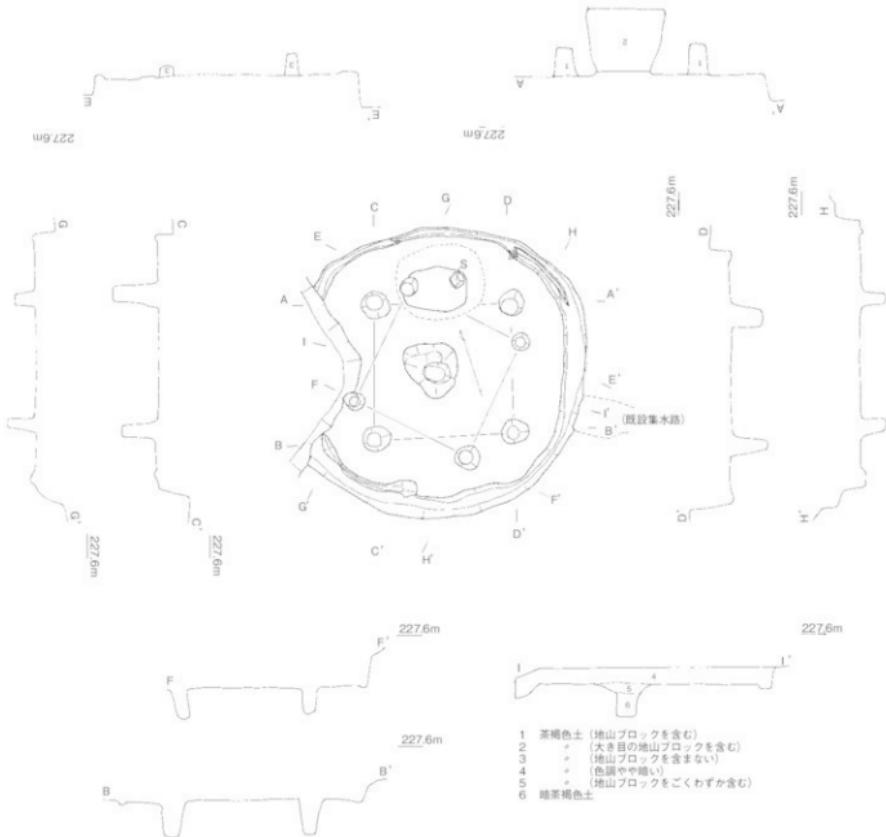
第4図 住居址1出土遺物 ($S = 1 : 4$)

出土遺物

1は柱穴から出土した弥生土器の口縁部で、大きく外反して斜め上方に立ち上がり、外面には沈線が3条確認できる。2・3は中央ピットから出土したものである。いずれも壺形土器で、3は口縁部がほぼ直立する。何れも摩滅が著しいが、外面にハケメ、内面にヘラケズリの痕跡がわずかに残る。4～9は重複する住居址4の埋土から出土したものであるが、この住居址と関連する可能性があるためここで述べる。4は蓋形土器で、径9.9cmを測り、ほぼ完形である。5・6は口縁部で、いずれも外反して上方に立ち上がるものである。7・8は高杯の脚柱部で、残存状況が良好ないが、外面のヨコナデが観察できる。9は口縁部で摩滅が著しいが、円形の痕跡が口縁端部および外面に各4ヶ所みられる。

住居址2

調査区中央で検出された径4.8mを測る円形のプランを呈する住居址である。西端を一部土取りにより欠失する。検出面から床面までは最も残りの良い部分で約60cmを測り、住居内は壁体溝が全周し、中央穴を持つ。加えて、住居内に土壤を有する。土壤は袋状で、検出面（床面）で径105cm×70cmの楕円形のプランを示し、底部付近では最大径120cm×100cmの楕円形のプランを示す。深さは検出面から110cmを測る。この住居址は1回の立替が認められ、それぞれの主柱穴は4本で、断面A-D、E-Hが対応する。柱穴掘り方は、当初のものが約60cm～70cmに対し、建替え後のものが約40cm以下と概して浅めで、掘り方そのものも後者がやや小ぶりである。また、住居内土壤の埋め土に柱穴が再び掘り込まれていることや、埋め戻し後の土壤の位置に床面と同レベルで石材が検出されていることから、当初住居内土壤をもつプランで建て上げられ、建替えの際に住居内土壤が埋められ、建替え後はそのまま住居址の床面として使用されたことが考えられる。検出状況から見ると、主柱の間隔は建替え後



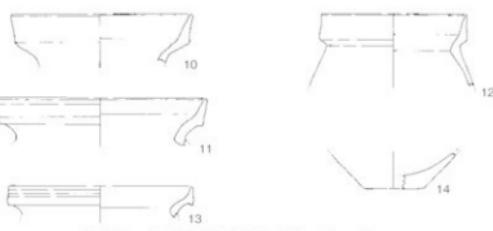
第5図 住居址2平・断面図 (S = 1 : 80)

のものがやや狭いものの、床面のレベルは等しく、建替えの際に基本的な住居址の規模は変更されていない。この住居址は、出土遺物から弥生後期後半のものと判断される。

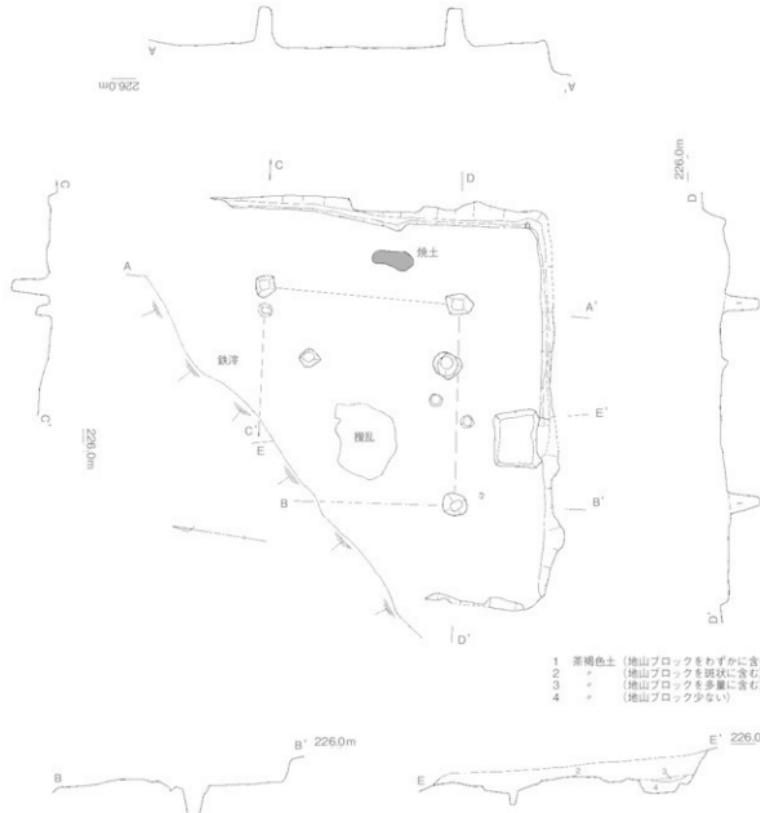
出土遺物

出土遺物は全て造構埋土

からの出土であるが、小片が多く図化できたのはわずかである。10～13は弥生土器の口縁部で、10・11は頸部から外反して斜め上方に立ち上がり、12ではほぼ直立する。13ではほぼ垂直に立ち上り、外面に3条の沈線が認められる。14は底部である。何れも摩滅が著しく調整不明である。



第6図 住居址2出土遺物 ($S = 1 : 4$)



第7図 住居址3平・断面図 ($S = 1 : 80$)

住居址3

調査区北端で検出された住居址である。約2/5が欠失し、遺存状況は良くないが、プランは6.5m×6mのややいびつな方形を示す。壁体溝は、東側の残存部分全てと南側約1/2で検出された。主柱穴は4本であると考えられ、掘り方は約60cmを測る。住居址南側は中央の壁面に沿って、長辺約90cm×短辺約70cm、深さ約20cmの方形の土壌が認められた。土壌の長辺の一辺は壁体溝に繋がり、埋土からは比較的多量の土器片が出土した。出土遺物は、前述の土壌から土師器片が出土し、東側の壁体溝付近から須恵器片等が出土している。また、床面には一部に焼土面が認められた。

この住居址の時期は、出土した須恵器から6世紀前半のころのものと考えられる。

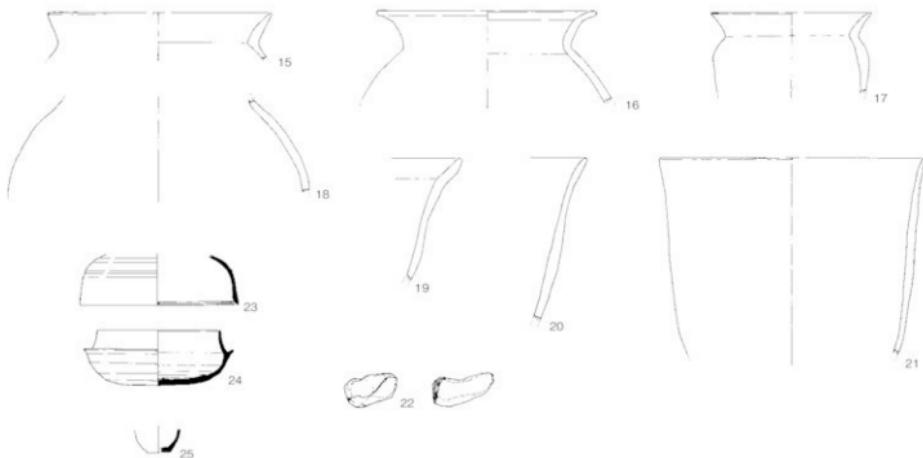
出土遺物

15～17は造構埋土からの出土で、土師器の口縁部である。内面は剥離が著しく、外面のナデのみ確認できる。18は同じく土師器の肩部で床面からの出土である。19～21は住居内土壌から出土した瓶で、20では外面にススが附着する。いずれも把手の部分は欠損して確認できないが、この位置ではないものの把手のみ1点が出土(22)している。

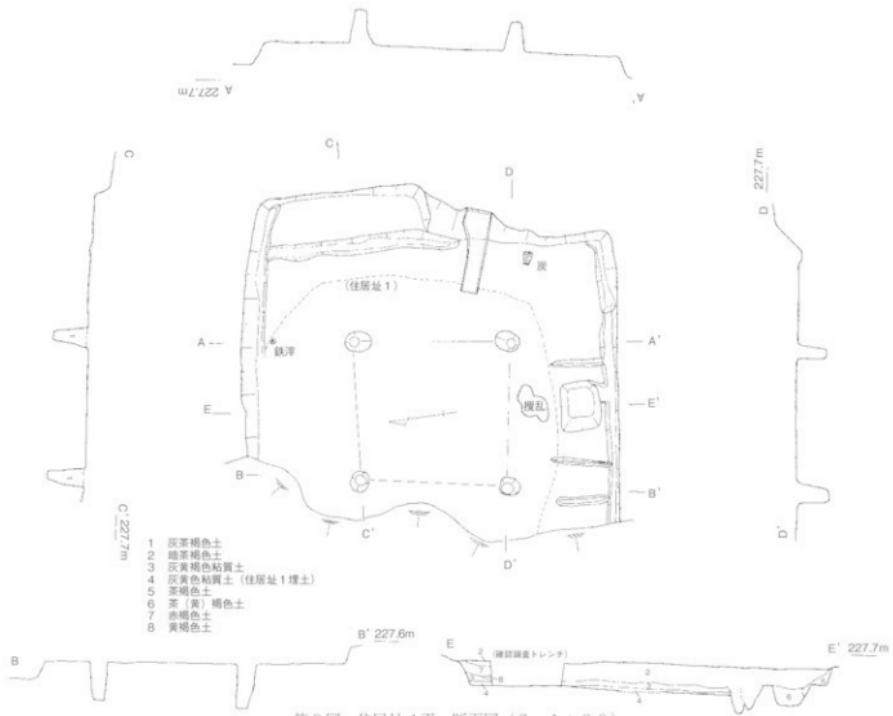
23～25は須恵器で、23は杯蓋でやや不確実ながら口径13cm、24は杯身で口径10cmを測る。器壁は薄く、口縁部は内傾しながらシャープに立ち上がり、底部にはyの形状をもつヘラ記号が見える。25は胴部～底部で、底部に剥離痕があり、かつ中央に穿孔されている。蓋のミニチュアと思われ、子持ち器台等における“子”的部分の可能性が考えられる。23は住居址東南隅の壁体溝から、24・25は東側中ほど壁体溝付近床面からそれぞれやや浮いた位置で出土した。

住居址4

調査区南端で検出された住居址1と重複する住居址である。この住居址も土取りによって西側約1/6を欠失しているが、一辺6mの方形のプランであると考えられる。また、東側の北半1/2が外方に拡



第8図 住居址3出土遺物 (S = 1 : 4)



第9図 住居址4平・断面図 (S = 1 : 80)

張されている。

当初はこの住居址とは別個のものと考えていたが、壁体溝の検出状況から拡張部分と判断した。主柱穴は4本で掘り方は50cm程度である。また、住居址3と同様に南側の壁面に沿って長辺約84cm×短辺60cm、深さ約30cmの方形のプランを呈する土壤が検出され、併せて付近から南北方向に3条の浅い溝状の掘り込みが検出された。これらの性格は不明である、土壤埋土からは住居址3と同様に土器片が比較的多く出土している。

この住居址は、遺構の検出状況や出土遺物から住居址3と同じ時期であると考えられる。

出土遺物

出土遺物はコンテナボックスに約2/3箱程度出土しているが、弥生土器もしくは図示できないものがほとんどである。26・27は口縁部、28は脚部と判断した。小片のため、ヨコナデ調整が確認できる以外は詳細がわからない。29は鉄滓で、95cm×74cmの大きさで、最大厚3.2cm、重量2025gを測る。住居址北東隅の床面から出土した。片面は凹凸が著しく、一方の面は比較的平坦で、かつ全体に細かい気泡が認められる。磁石には反応しなかった。

第10図 住居址4出土遺物 (S = 1 : 4)



5. まとめ

本件の調査は極めて小規模な緊急対応調査で、面積もごく限られたものであったが、成果としてまずあげられることは、稼山山塊の北半丘陵上において小規模ながら集落址が確認されたことである。先にも述べたように、この山塊の南半は、多数の弥生～古墳時代を存続時期とする集落遺跡や横穴式石室を主体とする多数の古墳、大蔵池南遺跡を代表とする多くの製鉄関連遺跡など、久米地域では極めて遺跡の密集している地域である。反面、北半部分においては弥生時代の住居址が確認されていた（註4）が、主として地形的な条件により、集落の存在についてはこれまで推定に留まっていた部分が多かったことから、この地区における集落のあり方を考えるうえでの今後の資料になると考えられる。

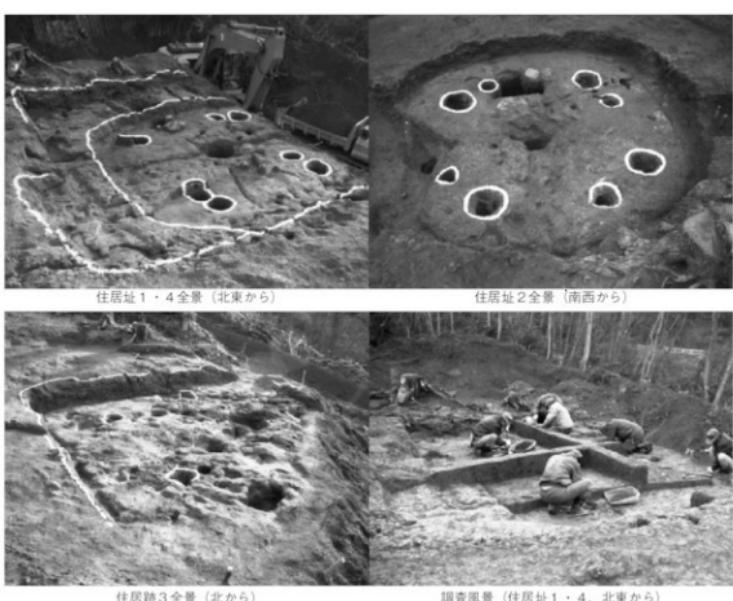
また、検出された遺構の時期については、弥生時代及び古墳時代であることは前に述べた。これらうち、須恵器を伴う住居址については、時期が明らかなものとしては本区域では初出であり、住居址内に土壙を持つ構造と併せてその性格付けについても注目する必要がある。また、2棟の住居址のうち1棟からは鉄滓が出土している点も併せて今後検討すべき事項であると思われる。

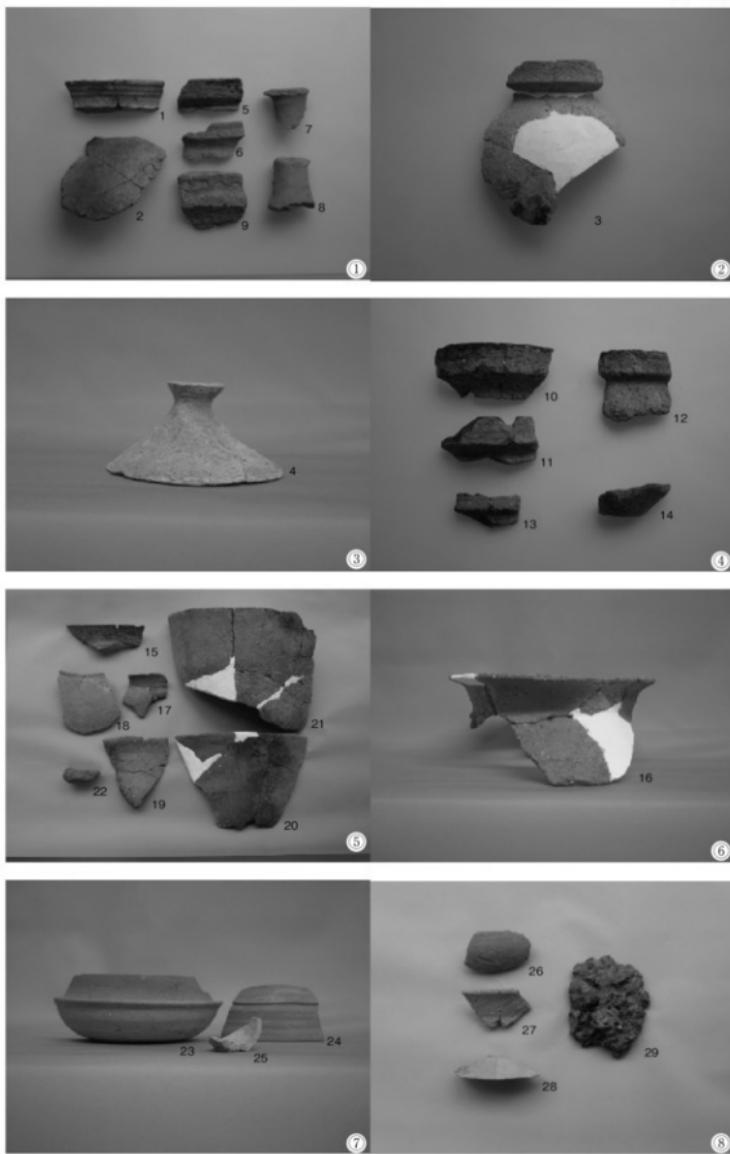
（註1）池の名称は、「カナイバイク」地元では通称「カネバイク」である。現在の標記では（製）鉄との関連を示唆するような名称であるが、大正期の文獻（久米郡誌）大正11年発行）では「鐘錠場池」の表記であることから、時期・理由は不明ながら、「鐘」が「金」に変化したようで、（製）鉄とは格別の関連はないようである。

（註2）村上幸雄 橋本惣司 「稼山遺跡群」久米開発に伴う埋蔵文化財調査委員会 1979

（註3）調査地点から南に下った稼山山頂付近にも久米川南地区～桑村（桑上・桑下地区）を結ぶ同様のルートがあり、「山背越し」（やばせごし）の名称があった。久米カントリークラブ造成時まで機能していたとのことである。

（註4）（註2）と同じ。





1 住居址1出土遺物 1 2 住居址1出土遺物 2 3 住居址1出土遺物 3 4 住居址2出土遺物
5 住居址3出土遺物 1 6 住居址3出土遺物 2 7 住居址3出土遺物 3 8 住居址4出土遺物

第Ⅲ部 資料紹介・研究ノート

鶴山城址（史跡津山城跡）保存運動の展開について

乾 貴子

はじめに

史跡津山城跡（鶴山公園）は市街地の中央に位置し、津山を象徴する景観として市民に親しまれている。城跡は明治33年に「鶴山公園」として整備・公開され、昭和38年に「史跡津山城跡」として国の史跡に指定されている。

明治以降、全国各地の城跡では太政官通達によって城内の建造物の毀却が進む一方、それを惜しみ、城址を保存するための運動が全国で相次いだ。その中には、早くから城郭地の払下げを請願し、公園地化した例も少なくない。

津山では、明治23年に本丸搦手口で大規模な石垣崩壊が発生し、荒廃した城跡を緊急に保護する必要性が認識され、城址保存運動が起きている。既に城内のすべての建造物が取り毀されてから十余年が経過しており、全国的に見ても遅い時期での保存運動の開始である。

津山で最初に城址保存運動を行ったのは、郷土史家矢吹正則が発起人となって結成した「鶴山城址保存会」である。同保存会では、城郭地の石垣・老樹の維持および土地利用の監視活動が計画され、明治24年に城山の大部分を占める官有地の借用を願い出している。だが、官庁の許可を得られず、この城址保存計画は失敗に終わった。

次いで、同じく明治24年11月に招集された津山町議会で、城址保存問題が議題に取上げられた。この時、官有地払下げの請願を速やかに議決し、同願書を県へ提出している。これが最初に作成された官有地払下げの請願書である。しかし、払下げは実現せず、ここでも城址保存計画は失敗に終わっている。

その後、城址保存問題は長く膠着状態となっていたが、8年後の明治32年に町立鶴山公園設置の請願が行われ、翌年に官有地払下げと公園設置の許可を受けることになった。こうして、明治23年から10年間続いた城址保存運動は一応の成果を見たのである。

本稿では、明治23年から同33年の約10年間に、城跡地保存運動が借地の請願からはじまり、やがて官有地払下げや公園設置の請願へと展開した過程をたどることにする。

1. 鶴山城址保存会の活動

明治初年以降、城郭地は官有地に編入されていた。そのため鶴山城址保存会は、城郭の保存のために、まず城郭地＝官有地の払い下げ運動を行う必要があった。

当時、士族授産政策の下で城郭地の一部は払下げられたものの、その大半は官有地が占めていたのである。少し詳しく、明治以降の城郭地の処分の行方を見てみる。

①明治4年に全国の城郭地は一齊に兵部省に接收された。

②同6年のいわゆる「廢城令」によって、廢城か存城かに選別され、廢城となった城郭地は大蔵省へ移管された。ただし、その間に、城郭地の一部は家禄奉還士族へ払下げも行われ、民有地となっている地所もできた。

③地租改正の際に、城郭地は民有地を除いて「官有地第三種」に編入された。

津山城の場合は、明治4年に兵部省に接收され、同6年の「廢城令」によって廢城が決定し、大蔵省へ移管された。この間に、士族授産のために、城郭地の一部は家禄奉還士族や地元の事業家に払下げら

明治2	明治2年7月27日付第675号「府県奉職規則」	農耕地台場造廻屋を兵部省の管轄とする。
明治4	明治4年8月21日付兵部省第73号	地方城郭を兵部省の管轄とする。
明治5	明治5年1月付大蔵省無号「地券發行地相収納規則」	城郭内の「邸院」の所有権を貴族士族に認める。
明治6	明治5年3月15日付陸軍省第30号「巡査隊将校職務大略」	城郭調査官員の職務内容を定める。
	明治6年1月14日付大蔵省無号	通称「廢城令」。城郭陣屋の存廃を選定し、大蔵省又は陸軍省管轄の官有地とする。
	明治6年2月14日付陸軍省第45号	城郭内の住民より拝借地税を徵収する。必要時には立退きを命じるものとする。
	明治6年2月15日付陸軍省第47号	軍事上必要とした城郭等の建物立木を陸軍省の管轄とする。
	明治6年2月23日付大蔵省第20号達	大蔵省が廢城の建物調査を開始する。
	明治6年5月17日付大蔵省第80号達	大蔵省が廢城の建物木石評価額の悉皆調査を開始する。
明治10	明治6年12月27日付太政官第426号達「産業資本ノ為メ官林並蘇地払下規則」	士族授産のため、城郭地等を開墾地として相場の半値で払下げを行う。
明治10	明治10年7月28日付陸軍省号外達	城内居住者の借地料を免除し、移転料・換地支給を制定する。

《表1》廃城令前後の法令（出典：『法令全書』）

明治23年	9月12日	津山城本丸北方腰巻櫓右石垣外包高4尺横8間余りが崩壊したことが県庁へ報告される。
	9月26日	河野忠三縣書記官を城趾を視察する。津山町土木用に落石払下願の計画があることを伝える。
	11月日	石垣払下げを許可しないよう種約してほしいと県へ願い出す。
	11月日	先急ぎして払下げを願い出るような事にならないよう注意してもらいたいと、河野書記官から警告を受ける。
明治24年	2月日	鶴山城跡保存願について保存会諸氏の同意を得るが、城山拝借の請願は保留とする。
	2月3日	公園化の計画があれば拝借地を返納する意向があることを聞き、拝借地返納と保存会加入を勧める。
	2月5日	矢吹正則の拝借地返納案に賛同する旨を電報で伝える。
	2月16日	矢吹貢一と拝借地の件について示談を進めていくことにする。
	2月18日	矢吹貢一と拝借地の納税方法等について協議する。
	2月21日	山下郡役所で鶴山城跡保存会の集会を開き、下記の事項が決定する。 ①城山官有地6町5反20歩の悉皆拝借で合意する。 ②「鶴山城跡保存会趣意書」、「出席者名簿」、「協議会理由書」を作成する。 ③保存会事務所を「藤田福齋城山ノ建物」の一室とする。 ④県警財産の軒脚山および敷地・溜池の地価を46円9千8錢7厘と査定する。
	不明	城山拝借人矢吹貢一と保存会との間の示談が下記の条件で成立する。 ①矢吹正則・町長斎藤元・三好政親を「協議規約等／事件取扱者」とする。 ②軒脚山と北敷地は、貢一より岡山町へ貢納する。その代りに保存金を拝借する。 ③軒脚山下草料は、保存会と借地納税者の貢一とで折半する。 ④軒脚山中松／段東方の楽園地開墾は、貢一下年期明けに存続か廃止かを協議する。 ⑤北敷地の保養名義を保存会とする。竹木の伐採は、保存会と示談のうえで行なう。
	3月3日	千坂県知事と河野書記官へ訪問し、手代本部長の書簡を差出す。
	3月5日	出県する。
	3月6日	千坂知事、野崎・浅井両参事官と謀る。
	3月7日	知事以下に訪問する。
	3月8日	岡山より帰着する。
	9月18日	矢吹貢一が、經營難の効業試験場開達拝借地（城山拝借地を含む）の払下げ・拝借税引下げを県へ請願する。
	9月日	県が矢吹貢一に対して、拝借地について取調中なので、保存会の拝借願に連署しないよう指導する。
	11月1日	矢吹貢一が保存会に対して、城山拝借願を本年通常会前までに提出するよう催促する。
	11月7日	矢吹貢一と點との示談が成立したので、城山拝借願を協議することになる。
	11月8日	城山拝借願の件は、町会に諮らず保存会内部で協議することに決める。
	11月21日	城山拝借願を町会で審議するため、馬場・山口両議員が同頼書を渡すように矢吹正則に求める。
	12月4日	これに対して、拝借願の件は県知事から見合わせるよう指示があったと返答する。
		町会で、「官有地御払下を願」が議決される。

《表2》官有地払下ヶ願が町会で議決するまでの矢吹正則の動き

(出典：「鶴山城跡保存一書・鶴山城跡鐘楼設置一件書」(「次次家資料」弓彌叢書165)、「明治廿四年津山町會議事録」、「法令全書」)

れ、民有地となった所もある。さらに同8年に津山で地租改正事業が実施されると、民有地を除いた部分の城郭地は「官有地第三種」に編入され、この中の「粧飾山」とよばれる二ノ丸・三ノ丸が岡山県管財産となつた。そして、同33年に官有地第三種に該当する範囲が、旧津山町へ下げられて町有地となり、現在の津山市に引き継がれている。

さて、最初に城址保存運動を行つた「鶴山城址保存会」は、明治の郷土史家矢吹正則^(註1)が発起人となって、「旧津山藩士及び一般有志者」によって結成された活動組織である。矢吹は石垣崩壊事故を契機として、県の官吏や町会議員・官有地押借人の周旋を迅速に行い、事故から約半年後には地元有志者を勧説して同保存会を結成している（表2）。

ただし、有志者を勧説して結成されたといつても、同会は単なる民間人による奉仕活動組織ではなかつたようである。というのは、会則では、会員を「旧津山藩士族及ヒ一般有志者」と定めているものの、会員名簿からその顔ぶれを見ると、実際には旧津山藩士全体の数から考えると、その参加割合はあまり高いものではなかつたことがわかる。また、一口に「一般有志者」といつても、具体的には町長を筆頭に町会議員や戸長などが多数加入している。特に町議会議員の参加率がひときわ高く、議員の約半数が会員名簿に名を連ねている。士族よりも町議会が強い影響力を持つ集団であったことがわかる（表3）。

同会が結成された理由は、「鶴山城趾ノ遺址ヲ保存シ以テ永ク壯觀ヲ傳ント欲スル」とする。

そして、活動内容として「城址一般ノ累石及ヒ

老樹ノ原形ヲ維持スル」ことを計画している（「鶴山城址保存会規則」）。具体的には、①石垣に繁茂した雑草の除去、②老樹の手入れ、③石垣の転用防止のための監視である。他に、幹事3名（任期5年）の選任や、会費「一時金若干」、毎年1回の総会の開催などを定めている。

そこで、城山の土地利用を監視するために、会員でもある町長も「協議規約等ノ事件取扱者」として加わり、官有地の土地使用税納入者との折衝を行つてゐる。「協議条件」には、①粧飾山と北敷地を岡山

「津山城址保存志願者名簿」「明治24年11月23日津山町会議員出頭簿」

1 安藤道丸丸	
2 三好政親	○
3 本沢信美	
4 金田 執	×
5 野友勝古郎	
6 石田善次郎	
7 安藤豊兵衛	
8 鹿谷平五郎	
9 高木傳七	
10 関 道雄	×
11 下村 雄	×
12 西村正路	×
13 河瀬重男	
14 横月 晴	
15 天鵞鷹虎郎	
16 平井直澄	
17 大村斐夫	
18 黒田 東	
19 藤田拙斎	
20 渡部 順	▲
21 尾上政綱	
22 秋間健治郎	
23 馬場 諭	▲×
24 海老原景正	
25 松岡寿夫	
26 美甘政和	×
27 柴山健夫	×
28 村山澄次郎	×
29 牧 馬	
30 山田喜次郎	
31 植月茂美	
32 神村信郷	
33 齊藤元（町長）	▲○
34 桜平陽五郎	
35 矢吹正則	▲○×
36 安藤 透	▲
37 江原武助	
38 清水 央	×
39 宮地信照	×
40 是沢保一郎	
41 金田瓊治郎	
42 田口平次郎	▲
43 玉置 捷	
44 矢吹貫一	▲○
45 宮田 登	
46 森本雅吉	▲
47 竹中清一郎	▲

○は保存会発起者を示す

▲は明治24年津山町会議員で保存会志願者に該当する者

×は明治14年「津山藩士族組合」加入者〔津山藩士族組合 全〕(河童叢書188)

《表3》鶴山城趾保存会会員の構成

県へ返納する代りに保存費用の貸与を受けること。②粧飾山の下草料は、保存会と借地納税者の矢吹貫一（1837～1908）とで折半すること。③粧飾山の楽園地開墾地（松ノ段東方）の存廃を協議すること。④北敷地の拝借人名義を保存会に変更すること。などを掲げている（「協議条件」）。

つまり、保存活動を円滑におこなうためには、城山の大半を占める官有地の土地利用の見直しは、避けられなかつたわけである。このことは、矢吹正則が「城山官有地反別ノ調」ほか、同種の調査書を作成するなどして、官有地の土地使用者の名義変更を行つた場合に備えて、利害調整に腐心していることからもうかがえる。

彼が作成した「城山官有地反別ノ調」によると、城山にある官有地の総面積は6町3反7畝10歩で、その中の半分は「粧飾山」（3町6反5畝24歩）が占め、あとの残りは荒蕪地となっている。仮地価は46円8銭6厘で、このうちの32円は北敷の地価が占めていることがわかる。そして、官有地のうち、二ノ丸と三ノ丸に該当する「粧飾山」が、矢吹貫一の「拝借地」となっている（表4）。

拝借地とは、拝借税（官有地の使用料）を県へ納入する代りにして、官有地の使用権を許可する制度である。拝借人の矢吹貫一（二階町）は、矢吹正則（南新座）の従兄弟にあたる人である。この制度によって、明治19年～35年までの期間で城山の借地権を取得している。城山の他にも山下の県営津山勤業試験場（現在の山下駐車場周辺にあった）の経営権を借りて、一旦は廃業となつた同試験場の事業を継続させている。「鶴山城趾風致保存一件書」に収録する明治24年9月28日付の「元懸役場勤業試験場払下請願書」によると、城山の楽園を同試験場の関連用地として利用していることがわかる。

そのため、保存会は官有地の借地権をめぐって矢吹貫一との協議を重ねている。最終的には両者が県による事情調査と指導に従つて、矢吹貫一が拝借地返上を願い出た後に、同保存会が「城山官有地拝借願」

地種	地番	面積・地価	場所	備考
粧飾山	86番	3町6反5畝24歩		
	103番	板地価	三ノ丸 松ノ段西平	
	106番	10円24銭2厘 反金28銭	二ノ丸	
荒蕪地	91番		旭山北平植木政一宅地前ノ石垣京町見付ノ所	
	95番		山田主膳屋敷ノ上石垣	
	109番		塙櫻ノ石垣卯井仁平持地ノ分	
	112番		表鉄門ノ所ヨリ卯井仁平持地外ノ分	
	113番	1町3畝6歩		草生地
	77番	假地価	北ノ門上東平ノ段	1反3畝11歩 假地価40銭1厘
		46円98銭6厘		
	117番	拝借税3円28銭9厘	天主台東平ノ石垣	
	119番		天主台石垣	草生地・石垣
	120番		腰巻櫻辺ノ石垣	8反9畝17歩
溜池敷	121番		元金蔵辺ノ石垣	假地価1円79銭8厘
	124番		太鼓櫻より以北ノ石垣	
岸・草生地	78番	1反8歩 假地価28銭5厘	葦研溝	
溜池	104番	3畝25歩	溜池（安藤拝借葦研溜池堤）	官有地第3種
	105番	9畝3歩	溜池（安藤遊亀丸拝借同池敷）	安藤麓山下邸内外の開墾地 今般の拝借部類から除外
岸・草生地	80番	7反8畝歩 假地価2円34銭	北門井戸ノ段ヨリ宮川上三軒屋辺迄敷下草場	
敷地	79番	8反歩 假地価32円 反金4円	北敷	
	82番	2反1畝1歩	官川橋荷	官有地第1種

《表4》「城山官有地反別之調」より 城山反別6町3反7畝10歩の内訳
(出典:「鶴山城址風致保存一件書・鶴山城址鐘楼設置一件書」明治二十四年(『矢吹家資料』弓斎叢書165))

を県に提出することになった。結成からおよそ1年後のことである。ところが、県は許可を見送りとする結論を出したため、同保存会による請願活動を不本意にも終息している。

なお、同史料に収録する矢吹正則の覚書きによると、同願書が提出された直後には、保存会員の一部から町会に諭すよう要請があったようである。だが、すでに提出済みであったことや、保存会内部の協議だけでよいとする理由から、町会に建議しなかったという経緯を記している。そのため、県から不許可の指令を受けると、直ちに鶴山城趾の問題が町議会で審議されている。同24年からは町議会議員を勤めている矢吹貞一は、引き続き町議会議員として協議に加わり、同33年の鶴山公園設置に寄与することになる。

II 明治24年以降の津山町議会の動向

城趾保存をめぐって町議会で最初に審議されたのは、明治24年11月のことである。審議を終了したのは、公園設置と官有地払下げの許可が下りた同33年である。ただし、この間に継続的に町会で審議が行われていたわけではない。同24年に「官有地御払下ヶ願」を議決したもの、その後は官序からの許可がなく、同32年に「鶴山城趾ヲ公園ニナスノ件」が建議されるまでの約8年間は、全く町会の議題に上っていない（表5）。

城山の官有地を町有地化する計画案が可決したのは、明治24年の町会においてである。「明治廿四年十一月廿三日津山町會議事録」によると、

「一、昨夜會議之節鶴山ヲ一切払下ケ願テ基本財産ニ為スニ付建議スルカ否タ建議セザルカ如何」についての採決がなされ、満場一致で審議に移っている。

この問題について、先ず、渡部議員が、「本員ハ払下ヲ願テ津山町ノ基本財産ニ為ス考へ」（城山の官有地の払下げを請願して、同地所を津山町有財産とする考えである。）と発言している。これに対して、竹中議員が、「津山町ヨリ払下ト謂ヒ有志ヨリ保存ヲ請願スルト謂ヒ願クハ暫時保存ヲ賛成」（津山町より城山の払下げを請願するのか、あるいは有志によって城趾の保存を請願するのかの二者択一となると、保存の請願を先決すべきとする考え方方に賛成する）と述べて、渡部説に異議を唱えている。

しかし、もう一度、渡部議員が、「本員ニ於テハ矢張本町会ヨリ云フナラバ払下基本財産ト謂フ方好キト考フ」（やはり、保存の請願よりも町有財産化の方が、町会の決議としては妥当であると考える。）と説明すると、竹中議員は「然ラハ兎ニ角ク七番説（渡部議員説）ヲ賛成」と賛同した。

次いで、本問議員より、「津山町ノ基本財産ニスレハ如何ノ利益アルヤ」との質問が出されると、渡

明治24年	11月23日	山下の官有地（県管財産）の一切を町有地化する計画案が可決する。 起草委員3名・常設委員5名を選出する。
	12月5日	「官有地御払下ヶ願」を朝へ提出する。
明治32年	4月14日	鶴山城趾ヲ公園ニナスノ件」を審議する。 某民有地Aの買収効率により交渉が難航する。
	同月16日	某民有地Aの買収交渉を進めるため、仲裁委員2名を選出する。
	同月19日	某民有地Aについて、所有者が買収に応じる。 公園設備・官有地借入・寄付募集について審議する。 準備委員3名を選出する。
	同月27日	「官有地御払下願」の提出が可決する。
明治33年	6月17日	某民有地Bの買収を断念する。
	11月22日	「本町公園設置並ニ維持方案」を審議する。
	2月8日	鶴山公園設置並官有地所代御払下ノ件について、許可が下りたことが報告される。 公園設備常務委員12名を選出する。
	6月4日	公園設備常務委員を8名増員する。

《表5》津山町議会での審議事項（出典：『津山町議会議事録』）

部議員が、「何程ノ利益ガ掲ル事ハ未タ不分明然レ共津山町ノ官有ヲ一切払下ケヲ願タイ積リ利益ハ多少アル積リナリ」（払下げによる利益がどれだけあるのか、今はよくわからないが、多少の利益はあると見込んでいる。とりあえず、津山町にある官有地については、すべて払下げを請願したい。）との考え方が示された。

この討議の後、採決が行われ、總起立にて、渡部議員が提唱した、津山町内の全官有地払下げを請願するという案が可決している。

つまり、町会で最初に議論の核心となったのは、官有地払下げ請願についての可否の検討である。ここで、保存の請願をすべきとする説と、官有地一切払下の請願すべきとする説が出され、満場一致で後者の説が可決された。こうして、明治 24 年 11 月の町会で城趾保存問題は、城山官有地払下げ請願運動に発展し、翌 12 月には「官有地御払下ケ願」を県へ提出している。しかし、この請願も許可が下りず、計画は不成功に終わった。

なお、同年 12 月の「官有地御払下ケ願」（明治廿四年十二月四日付。差出は岡山縣西北條郡津山町長斎藤元差出、宛所は岡山縣知事千坂高雅殿）を見ると、城山の払下げを請願する動機と、それによる効果が述べられている。

「我津山町ハ戸数弐千四百四拾戸地價總額四萬五千戸百五拾余円山間ノ一小市街ナリ 抑町ト村トワ比較スレハ 町ハ事務多端ニシテ 隨テ多額ノ費用ヲ要スル事 茲ニ喫々侍タシシテ 皆人ノ知悉スル所ナリ 然ルニ 本町ハ地盤堅隣 地租七分ノーハ全徵スルモ 其收入僅々 壱百六拾円余ニ過キス 営業ニ課税センカ 養地ノ商佔營業ノ徵々タル 亦以テ多額ノ附加税ヲ課ス可ラサルナリ 是ニ於テ 町稅十分ノハ八之ヲ戸別ニ負擔ス 其負擔実ニ重シト云 ハサルヲ得ンヤ 本町会ノ之ヲ苦慮スル久シ 此頃開ク 旧津山城趾本町内大字山下ニ在ル 所ノ 城山及勤業試験場ト称スル桑園等 是迄矢吹貫一へ貸與セラレタル土地ヲ 返上地ニ相成哉ノ趣 果シテ然ラハ 該地所後末如何御处分相成哉ハ 本会ノ対応知ル所ニ非ラスト難共 城山ハ大ニ当津山ノ風致ニ関係アルヲ以テ 大字山下ニ在ル官有地一切相当代價ヲ以テ 本町ヘ御払下ケ成下サレ 本町ハ之ヲ基本財産トナシ 城山周囲之草生地竹藪及び桑園ノ收穫ヲ以テ 城趾ノ旧形ヲ維持保存シ 永ク其風致ヲ失ハサラシム 其余剩ノ本町稅ノ幾分ヲ補給シ 他年聯町内戸別ノ負擔ヲ輕減セン事 本町会ノ切ニ希望スル所ニ御座候（後略）」

要約すると、行政区画上の町となった津山町は、辦地のため税収は少なく、町費に対する歳入の慢性的な不足状態に苦慮している。最近、矢吹貫一が県から拝借中の土地を返上すると風聞した。返上されるのならば、風致保存のために城山の払下げを請願する。もし、払下げが実現すれば、城山の草生地や竹藪及び桑園から上がる収益によって歳入の増加も見込まれ、町税の負担軽減にもつながるという効果が生じる。その意味においても切に払下げを願う。と記されている。

したがって、この明治 24 年の官有地払下願によると、城山の払下げ請願の名目は風致保存のためであるが、町有財産化による財政基盤の強化が請願の理由となっていることが読み取れる。高燥地で耕地としては不適当な地所であり、利用価値の低い土地のように思われがちな城山ではあるが、意外にその周囲の草生地や竹藪及び桑園から見込まれる収益は少くなかったことがわかる。城山には町の財政を補うほどの豊かな資源があるという試算が出され、期待が寄せられていたのである。しかしながら、払下げは認められなかった。

明治 25 年に城山の払下げ請願に失敗した津山町は、8 年後の同 32 年 4 月から「鶴山城趾ヲ公園ニナ

スノ件」という議案の審議を始めている。事实上、これが最初の公園設置計画と公表なる。ところが、同 25 年の山下官有地一切払下げの請願決議とは異なり、今回の請願では「払下ヶ」ではなく、「官有地御貸下願」に切り替えている。そのうえ、官序の許可を得た後に民有地の買収交渉を着々と進め、準備委員の選出を行い、公園設備・寄付金等の具体的な問題について審議に入っている。

このように、公園設置の決議を経ずに、事前調査を進めた後に議案を提出する方針は、同 32 年 4 月 19 日の津山町議会で検討され、次のような議論を踏まえて決定している。同議事録には、

〔第十五番（前原）今日ハ地所ヲ買ヒ入ル、丈ノ決議ニシテ表面上公園ニスルヤ否ナヤ知レ居ラ

ザル都合ニ付委員ヲ撰定スルモ差支ナキカ

第十八番（淀川）委員説ハ賛成ナリ此ノ地ヲ公園ニスルハ只決議ノミ無キ迄ニシテ目的ハ皆ア

ルニ付後日議案ニ出ツル時漠トシテ居ルヨリハ十分取調べアリタル方ヨシ就

テハ此ノ機ヲ逸セ直チニ取掛ルベシ

第十五番（前原）差支ナキコトナラハ勿論本員モサンセイス

第十七番（安藤）委員説賛成」

と記録している。すなわち、「公園決議はなくても、公園化は全議員に共通する目的なので、決議は要らない。ただ、後日漠然とした議案を提出するより、今から十分に調査しておいた方がよい」との発言があり、この見解で意見がまとまった。請願にあたり、周到かつ緻密な計画を建てる必要性が議論されたことは、明治 32 年 11 月 22 日の町議会で、次のような討論が展開していることからもうかがえる。

〔津山町公園設置備方法ノ件ニ移ル

○議長 本町公園設置並ニ維持方案ヲ提出シテ 設備並ニ維持方法ニ関スル概略ヲ陳

ヘ 畢テ開会スヘキ旨ヲ宣言セリ

○第五番（渡部） 同ク 本案ハ余り粗済ニ過ギレハ 今夜少シク緻密ニシテ提出セザレハ

縣廳ニ於テモ如何シクナラント 本員ハ思料セリ 尚維持費ニ於ケル年々

三百円フ、出金スルハ 少シク巨大ニ過ルナランヤ如何 果シテ如斯多々ヲ

要ストセハ 右大字ニ於テモ如何ナル感覺アランヤモ計リ難カラント 実ハ

之ヲ苦慮スル所ナリ 岡山ニ於ケル公園ノ如キスラ 左程ナルモノトモ存セ

ザレハ 情ヤ本町ノ公園ノ如キハ 尚更左程迄ニセザレハトテ可ナランヤト

思考セリ 乍去夫レハ兎モ角モ 今少シク詳細ナル書面ヲ以テ 提出アラン

コトヲ 希望ス云々ト陳ヘリ

○第一番（西原） 同ク 第五番ノ御説ノ如キ 本案ハ余り精密ヲ失シアレハ 今尚詳細ニ調

査ヲ遂ゲ 可成細密ナルモノヲ以テ出願セシム方 然ルベキト思料セリ

云々

○議長 同ク 第五番及第一番ノ御説ノ如ク 実ハ理事者ニ於テモ 余リ詳記ヲ失

シ居ルヲ以テ 今少シク緻密ナル調査ヲ得タキ思惑ニアレハ 今一層緻密ニ

記載シテ提出スル事ニセント宣陳セリ 本案ニ多少ノ修正ヲ加ヘ 以テ提出

スル事ニ 全体一致ヲ以テ可決確定セリ（後略）」

官有地払下げには利権が絡み、憶測や疑惑につながる可能性が高いため、許諾を得ることが困難であることは、前回の請願における失敗を教訓にして、十分承知していた。そこで、明治 32 年からの町議会では、決議前に調査と調整を済ませるという変則的な手続きで準備を進めるという対策を講じている。

その結果、翌年正月に「鶴山公園設置及官有地主代御払下ノ件」が実現したのである。

なお、明治 24 年、同 32 年の両度の払下げ請願の際に、他の議員の賛同を得る重要な提言をしてきた渡部鉢議員は、官有地払下げ及び公園設置許可直後に開かれた同 33 年 2 月 8 日の町会で、解任を届出、議会の承認を得ている。渡部議員は、鶴山城趾保存会が拝借願を決議した頃から、城趾保存について町会での審議を要求するなど、一貫して官有地払下げと公園設立の構想を提唱し、同請願運動を主導している。しかし、鶴山公園設置については、

「維持費ニ於ケル年々三百円ツ、出金スルハ 少シク巨大ニ過ルナランヤ如何 果シテ如斯
多々ヲ要ストセハ 右大字ニ於テモ如何ナル感覺アランヤモ計リ難カラント 実ハ之ヲ苦慮ス
ル所ナリ」(同 32 年 11 月 22 日町議会議事録)

と述べ、町の財政規模と照らし合わせて適正とは思えない予算案を危惧している。彼が辞任を決意した理由は、同予算案に反対していたことに関係しているのかもしれない。

III 風致保存の理由

城山の風致保存運動は、城郭地に該当する山下地内の一連の官有地を町有財産化する動きに発展している。では、当時の城山はどういう位置づけられ、城趾保存の重要性が説かれたのだろうか。城趾保存に関して明治 20 ~ 30 年代頃に作成された文書には、当時の城山の風致保存に対する考え方が表わされているので、内容について検討してみることにする(表 7)。

①の「鶴山城址保存発端」では、矢吹正則が一地元住民として、管庁に城山の保護を求めていることがわかる。②の「矢吹正則書簡」は手代木郡長に宛てたものである。津山はかつて一国の藤元であった点が強調されている。③の「河野忠三書簡」は、腰巻槽台石垣の崩壊現場を視察した県官吏河野書記官が、矢吹正則へ宛てた私信である。地元での保存運動に賛同しながらも、払下げ請願へ進展するがないように忠告している。④の「鶴山城址保存会趣意書」では、往時の城郭の規模を讀んで、その保存を訴えている。⑤は「津山町會議事録」からの抜粋である。⑥の河野書記官からの助言の影響を受けてなのか、城跡保存は地元住民の義務であると述べ、保存に対する住民の理解を求める論調となっている。⑥の「矢吹正則書簡」は矢吹貫一に宛てられたものである。ここでは、「美作州府ノ紀念」として顕彰し、保存することが保存会結成の目的であると、説明している。⑦の「鶴山城址保存願」でも、城址を保存する意義は城址の顕彰にあると明記している。⑧の「津山城址御保存願」からは、保存の対象を石垣と老樹に限定していたことがわかる。⑨の「官有地御払下ケ願(岡山縣知事千坂高雅殿宛)」は、明治 24 年 4 月の津山町議会で議決した払下げ請願書の内容の一部である。風致保存と町の財政強化を目的として、市街地の中心にあたる山下地区の全官有地払下げを計画したことが示されている。保存の意義について、城跡の顕彰には全く触れず、愛郷心に訴える内容に変化してきている。

⑩は、明治 32 年 4 月 16 日の「津山町會議事録」である。ここで言う「悶着」とは、城趾内の民有地買収を津山町が進めている最中に起きた、横山治平町議會議員(元魚町・書店経営者)による買収妨害事件を指す(明治 32 年 4 月 14 日津山町會議事録)。同議員は自由民権運動で活躍した人であるが、同人以下 4 名が町による土地買収の半年前に該当地を買得して、不当な価格による転売または土地使用料を請求し、買収の妨害を工作している。これにより、土地の買い上げが難航したが、「仲裁委員」に選任された矢吹貫一・土居信通の両氏による説得の末に示談が成立し、この一件は落着となっている。⑪からは、同事件によって、町営の公園設立計画案が表面化し、一般市民がその動向に关心を寄せ始めた

① (明治23年) 「鶴山城址保存発端」 津山人ニ於テ 津山ノ保存ヲ思ハサルニ無之 下官も当地ノ若者ニテ 往時追想ノ念ニ有之候得共(中略) 軒下ニ於テ 田端保存セシムキ御保護被候事ニ相成候ハ、津山人ハ必ス維持ニ一決可致 謹考仕候。	津山に住む人の中に、津山の保存を思わない者はいない。私(矢吹正則)も地元住民として往時を追憶する気持ちがある。現行が城址を保護してくれることになれば、津山人は必ず維持に一決するであろうと考える。
② (明治23年) 11月28日付 「矢吹正則書簡(手代本様宛)」 彼ノ長城ノ如キ人民愛之ノ道跡乎 今尚相保存シタルト 正二ノ國ノ瀧屏タリシ城郭ニテ 義々天主加爾相歎シ後 士氏ノ痛惜セシ七夕ノ情也 テ派々深ク感スルアリテ 津山町長三五ノ有志者ニ相謀リルニ 同感者漸ク多キヲ加ヘリ	かの万里の長城のような、人民悲吟の道跡ですら今なお残されているという。だから、一国の瀧屏たる城郭が毀されたことを痛惜する人士の心情を推察すると、深く感じたところがある。そこで、津山町長はじめ有志者に城址保存を働きかけたところ、しだいに賛同者が増えてきた。
③ (明治23年) 「河野忠三議簡(矢吹正則宛)」 尤其方法等ハ 要するに 鍔地神社ニ於て 何と手御工夫相成可然候へとも 瞳引先急ぎ不申候て 一般の式相以、右等の事ニ想向するまで待候候を 上策かと被思候、其内徒らに払下等の事奉無之よぶ、注意致し可申候。	地元有志者が何とか工夫して、城趾保存に努めるのは差し支えないが、あまり先急ぎせず、一般的の人々の間で保存に対する理解が深まるのを待つの以上策ではないかと思う。今後、払下げ運動に発展することがないように注意すべきである。
④ (明治24年) 「鶴山城址保存会謝意書」 五層ノ高閣纏タシニ雲際ニ聳ハ 百数ノ樓櫓整々タシテ並立 狹縫御廊玄社三重ニテ 丹門之脇ムコ従新築ナラサ知ラス 逸ク之ヲ望メハ 朝瓦白壁老樹蒼苔ノ隣ニ映シ 爽爽寺自ノ誕ナリ 朝霞山城ニ冠タルハ 亦鶴山城ノ旧親父ナリ シテ 一朝廢墟ニ属シ 高閣櫻瓣皆ク之ヲ撲チ 岐原門附恩昔ク之ヲ廢シ 輪軒壯麗恩昔ク之ヲ失シ 唯老樹ト累石ト苔ラスルノミ 瞳引時勢ノ變其レ之ヲ更ニ何トモスヘカラサルナリ 令賃御旧親父ニ非スト羅モキ 累石数段投置ノ如ク累々トシテ屹立 規模宏大尚小人より驚カス 且シ老樹ノ茂叢ヲ免カルモノ 藩體資キトシヨウラ風致ヲ添ヘ 一見シテ以テ往時ノ壯麗ヲ追想スルニ足ル 亦以テ名城ノ道跡タリ推知スヘシ	我が鶴山城は近国陸一の名城である。しかし、瀧屏置県後に悉く破壊され、今では老樹と砾石を残す遺跡となった。それでも、今なお往時の社觀を追憶するに足る名城である。
⑤ (明治32年) 4月16日 「津山町会議事録」 津山城ハ 一國ノ社觀ニシテ 背年廢城ノ不幸アルモ 尚其遺址ハ 本州無ニノ勝地也 全市ノ風致ハ独り此山ニ存せテ是レ往古ヨリノ宿アリモ 森依然テ市街山祐松塔所ノ所ナリ 無レハ此山下ニ住スルノ士人ニシテ旧跡ノ維持保存セヨ謀ルハ義務ノ然ナリ	津山城は廢城という要き目にあったものの、今でも城趾は本州無ニの勝地であり、全市の風致はこの城山が支えている。瀧屏時代は市街地が「津山」と総称されたといふやうなのが、城下の住民が城趾の維持保存について対策を講じるのは当然の義務である。
⑥ (明治24年) 2月3日付 「矢吹正則書簡(矢吹貫一様宛)」 津山城址、之元ノ一國ノ瀧屏タリシ事ハ云々不候 城隣後路ト羅同市之風景ハ既ニ二存候事ニテ 客年腰巻崩壊構ニ既而ハ維持保存を望ム 肩替一借一増相増シ 早ニ永世保存 美作府ノ規模ヲ想付申度 士民社業相投シ 仰聞已來重直之黙然然ノ上 保存会拿目キモ設立スル事トナシ申候。	廢城後もなお、津山市街地の風景は城山に支えられている。その城山で、昨年腰巻崩壊が発生した以来、美作府の規模の規模を後世に伝えるようとする有志者が結束して、昨年12月には保存会なるものを設立することになった。
⑦ (明治24年) 2月23日 「鶴山城址保存願」 明治七年廢城ノ日 特ニ石垣ハ存置シ 一国一城ノ規模タ 一水世二傳ヘルハキ御節旨由 因記述スル者モ不静 他ノ手二落ントスルヲ観ビ 自ラツバドノ土木用ニ光トスルナ 第一保根ノ御警蹕ニ控リ 第二山田ノ御警ヶノ御傳ニ押キ能ハス 第三津山ヘ全体ノ風致ヲ損損ハヘク 三者若山城下ニ居する諸者ノ深ク或心シ 每々保存タスルノ元ニテ 仰腰巻崩壊一画ノ風色相損シタルソ感ヨリ 逐ニ民意投射シ 更ニ熱誠上に 保存会ヲ設ケ 美作府ノ紀念トシテ 永遠保存ノ議評仕候 右若津山一地方ノ風致ヲ惜情切告ルモトモトモ 亦一國無ニノ社觀ノル田邊ナラヘ 田邊觀不哀情厚ク御慰モ 幸永承保ノ儀御開局被成度 依之保存会規則同趣意書相添起者連署此段取思候也	明治7年の廢城の時に、特に石垣は保存するよう政府の通達があった。このことを記憶する者は少なくない。ところが、今は津山以外の住民の手入手することを難い。地元住民が自ら城下の土木用に利用して、石垣の破壊を助長している有様である。このことは、第一に、廢城に出現された保存の通達に反する。第二に、国民皆の愛に運びをなさないから。第三に、津山全体の風致を毀損する。この3点を城下の住民は深く警戒している。そこで、津山の風致を守るために、城趾を保存することを評決した。
⑧ (明治24年) 「津山城址保存願」 津山全町ノ風致ハ 実ニ此城山ノ木石にて在仕有事ニ御候(中略) 周元府ノ紀念トシテ石垣并老樹ノ被候御下不相成 現形候御崩壊被成度取仕度 既此申上仕候	津山町の風致は城山の樹木と石垣とで成り立っているといえる。ゆえに、「元州府ノ紀念」として、石垣と老樹は私い下げの対象から外して、現形を止めもらいたい。
⑨ (明治24年) 4月1日 「官有地被下ヶ原(岡山縣知事千坂高雅殿宛)」 城山ハ大ニ当津山ノ風致ニ関係アリ以テ 大字山下ニ在官有一切 相当代價ヲ以テ本町へ御下す乞成下セレ 本町ハ之ヲ基本財産トナシ 城山周囲之草生地竹藪及桑園ノ収穫ヲ以テ 城趾ノ旧形ヲ維持保存シ 永ク其風致ヲ失ハサリシ 其余剰ノ本町税ノ幾分ヲ補給シ 既年賀町内戸別ノ負擔ヲ減セン事 本町会ノ切ニ希望スル事ニ御候	本町会では、城山は大に津山の風致に関係するので、山下にある一切の官有地の払い下げを請願することを決議した。実現すれば、町の基本財産として、城山周囲の草生地・竹藪・桑園からの収益を城趾維持保存の経費に充てたい。また、収益の余剰分は町税に補填して、住民の税負担を軽減したい。
⑩ (明治32年) 4月16日 「津山町会議事録」 鶴山城趾ノ件二行問看サ成シ 既ニ津山町民ノ輿論ニ問フベク相成リ居下ヌルカ	津山町会の件で問看があり、すでに津山町民の世論に問う事態に及んでいる。

《表6》城山風致保存の理由

(出典:「鶴山城址風致保存一件書・鶴山城址櫻鏡設置一件書」明治24年(『久次家資料』弓齋叢書16)・「津山町会議事録」明治32年4月16日)

様子がうかがえる。

このように、明治 23 年にはじまった城址保存運動の中で、城山の歴史的・文化的価値が盛んに論じられている。当初は、旧藩士族や城下の住人の心情を反映して、一国の中心としての城址への顕彰が主張され、そこから敷衍して風致保存が唱えられていた。ところが、その 10 年後になると、保存理由からは城址を顕彰する意味合いは消え去り、風致保存の方が主となってしまう。そして、風致保存は地元住民の義務とする世論の形成に至っている。まだ国家による史跡保存に関する法的整備が確立する以前の時代に、城址保存への理解が浸透し始めた様相が、関係史料から読み取れる。

まとめ

津山では、地元有志者によって明治 23 年に結成された「鶴山城址保存会」によって、城址保存運動が始まった。同保存会は市街地の中央に屹立する城山の風致保存を主な目的としたが、市民運動には限界があり、翌 24 年に官有地の拝借を願い出たが許可を得られず、保存運動は挫折した。この結果を受けて、同年 11 月に町議会で城址保存問題が審議されることになり、保存運動の主眼は山下地区にある一切の官有地払下げ請願に切り替えられた。その背景には、明治 22 年の市制・町村制の施行によって成立したばかりの津山町が、官有地を町有財産化することによって、財政基盤の強化を図るという財政上のねらいもあった。こうして、同 24 年から旧津山町によって城郭地全体の保護が図られたが、請願は官庁に受け入れられなかつた。その後、保存運動は約 8 年間膠着状態となつたが、同 32 年の町会で城郭地公園化の構想が審議され、再び城址保存問題に着手された。同 24 年の町議会の時とは違い、同 32 年の町議会では払下げについて官庁の許可を得るために、周到かつ緻密な計画案が策定され、それと並行して民有地の買収も進めている。そして、翌年に町立鶴山公園の設置の許可を受け、官有地払下げを実現している。

注 1 1833～1906。豪農（飯岡村大庄屋）の家に生まれたが、幕末に城下に移住した後に藩士として召し出され、士族となる。明治以降は史料編纂事業に携わる傍ら、明治 12 年の第一回岡山県議員選挙に当選し、自由民権運動家となるなど、幕末から明治の津山において多彩な活動をした。

〔参考文献〕

『鶴山城址風致保存一件書・鶴山城址鐘楼設置一件書』明治二十四年（弓削叢書 165、津山郷土博物館）

『弓削勤仕録』（弓削叢書 181、津山郷土博物館）

『津山藩士族組合 全』（弓削叢書 188、津山郷土博物館）

『〔鶴山公園書付〕』（弓削叢書 391、津山郷土博物館）

『津山町議会議事録』（津山市役所）

『法令全書』

『北條縣史』

『北條縣史稿本』

『苦田郡誌 全』（苦田都教育會、昭和 2 年）

『岡山県政史』明治・大正編 昭和前期編（岡山県、昭和 42 年）

『岡山県史稿本』上・下（岡山県地方史研究連絡協議会刊『岡山県地方資料叢書』4、昭和 42 年）

『津山市史』第六卷 現代 I～明治時代（津山市、昭和 55 年）

『岡山県史』近代 I（岡山県、昭和 61 年）

小山龍三『作州から見た明治百年』上巻（津山朝日新聞社、昭和 45 年）

松岡三樹彦『津山城』（津山郷土館報第四集）、昭和 47 年）

『美作国行延村 矢吹家文書目録』矢吹 編、日本文教出版、昭和 51 年）

小谷善守『出雲街道』第六卷（『出雲街道』刊行会、代表宗森英之、平成 13 年）

平井 誠『明治期における城郭の変遷と各層の動向（上・下）』（『岡山県地方史研究』85・86 号、1998 年）

『備中橋復元整備基本計画書』（津山市教育委員会、2000 年）

印 刷 仕 様

紙 質 表紙 レザッククリーム 175 kg
本文 ニューエイジ 90 kg
D T P O S Windows X P Professional
DTP Adobe Indesign CS2
図版作成 Adobe Illustrator CS2
写真調整 Adobe Photoshop CS2
Scanning 35 mm・6 × 7film EPSON GT-X 700
A4 以上の国面類 GRAPHTEC IMAGESCANNER TS7000
使用 Font モリサワ OpenType 基本 7 書体 (じゅん Pro、リュウミン ProL-KL、見出ゴ MB31Pro、見出ミン MA31Pro、太ゴB 101Pro、太ミン A101Pro、中ゴシック BBBPro)
画像原稿 階調画像線数は 175 線
印 刷 完成原稿にフォントを埋め込んだ上で PDF 化し、1 ページごとに分割。その後に印刷会社の DTP ソフトに PDF ファイルを貼付けることにより作成。

年報 津山弥生の里 第14号 (平成17年度)

2007 年 3 月 31 日発行

発行 津山市教育委員会
津山弥生の里文化財センター
〒 708 - 0824
岡山県津山市沼 600 - 1
TEL0868 - 24 - 8413 FAX0868 - 24 - 8414
印刷 津山朝日新聞社

